

## 館蔵「日光東照宮参詣図屏風」について

小澤 弘\*

### 目次

#### はじめに

1. 「日光東照宮参詣図屏風」
2. 日光東照社造営と将軍社参
3. 寛永19年の家光の日光社参
  - (1) 社参供奉と日光道中の御旅館
  - (2) 日光社参の道中法令
  - (3) 江戸城留守の警衛
  - (4) 今市宿の御殿と諸大名小屋
  - (5) 4月18日の御祭礼
  - (6) 家光の石塔宝塔拝礼
  - (7) 還御以後能之躰
4. 本屏風絵の特徴

#### おわりに

#### 【関連資料】

キーワード 徳川家光 天海 日光東照社 日光社参 今市 石造宝塔 能 神橋

### はじめに

江戸初期にあたる寛永時代の屏風絵で、徳川将軍家に関する儀礼を描いた作品はそう多くない。寛永期の城郭都市・江戸を俯瞰し、三代将軍徳川家光の事蹟を顕彰した歴博本「江戸図屏風」、武都江戸の天下普請期の活気ある様子を表現した出光本「江戸名所図屏風」、そして江戸の日吉山王社の祭礼行列(のちに天下祭と称された)が江戸城内を巡幸する様子を描いた旧本圀寺蔵「江戸天下祭図屏風」など、数少ない作例のみである。こうした寛永期頃の現存数の希少な中で、当館所蔵の一双の屏風絵がある。すなわち3代将軍徳川家光の嫡男竹千代(後の4代将軍家綱)が初宮参りとして日吉山王社へ参詣する儀礼を描いた六曲一隻「日吉山王社参詣図屏風」と、家光が日光東照宮へ社参する儀礼を描いた六曲一隻「日光東照宮参詣図屏風」の、この両図を合わせて一双屏風として仕立てられたものである。この一双

\* 東京都江戸東京博物館都市歴史研究室長

の金碧屏風は、寛永期の徳川家光と天海僧正にかかわる作品と考えられる。「日光東照宮参詣図屏風」は、家光の日光東照宮法要への参詣と家光還御後の神事能、神橋と鉢石町、それに今市宿の諸大名小屋、尾張・紀伊公の参詣道中などを描いている。本稿では、このうち「日光東照宮参詣図屏風」を分析し、先に紹介した「日吉山王社参詣図屏風<sup>1)</sup>」を踏まえて、本屏風の内容を紹介し、その特質を論じるものである。

## 1. 「日光東照宮参詣図屏風」

本図と対になる「日吉山王社参詣図屏風」については、すでに論じたように、<sup>2)</sup>後に4代将軍徳川家綱となる家光の嫡男竹千代が、生まれてから約半年後の寛永19年(1642)2月9日に、徳川家の産土神といわれた日吉山王社へ初宮参りを行ったことを画題としている。この折の日吉山王社とは、江戸城貝塚から江戸城外濠の外桜田門外近くに移された社殿である。日吉山王社のすぐ手前には拝領したばかりの井伊掃部頭の屋敷があり、外桜田門から日吉山王社への初宮参りの儀礼行列を主題としている。




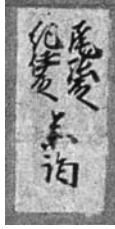



さて「日光東照宮参詣図屏風」【口絵2】は、紙本金地著色の中間屏風六曲片双(一隻)で、屏風仕立て縁外の法量は、縦108.5cm、横301.0cm、本紙の法量は縦99.9cm、横291.5cmであり、「日吉山王社参詣図屏風」と同寸、同一表装である。当館の資料番号は95202772。館へ収蔵した時点で、蝶番部分に虫損や欠損があり、諸処に傷みが見られたことから、その後修復をして現在に至っている。

画の構成は、向かって右手の第1・2扇は日光道中の今市宿から始まり、第3・4扇が今市宿から日光門前の鉢石宿にかけての道中へと続き、そこに尾張・紀伊公の参詣行列(第3扇)や、遠景に稲荷川町(第4扇)を描き、第5扇は鉢石宿から続く日光神橋や付近の諸社諸堂、そして最後の第6扇が主題となる日光東照社の社殿と儀礼を配置し、将軍家光の日光社参を右から左へと場所の移動と時の推移を同時に展開する手法で表現している。画面の不要な部分は、横長に独特なリズムをもった縁取りを連続させる金箔押地の雲形(金雲)によって装飾され、また良質の緑青などの絵の具の使用などと、近世初期の桃山様式の金碧画の特徴が認められる。また、「今市御殿」などの墨書銘のある金地貼札が7箇所<sup>3)</sup>に付されており、【表1】「貼札墨書銘一覧」として掲げた。とくに「尾張殿・紀伊殿参詣」「還御以後能之躰」は、本図の日光社参の様子を分析する上で重要な貼札である。

なお「東照宮」の呼称は、正保2年(1645)11月3日に、東照社に宮号が宣下されて以降「東照宮」となるのであるが、本屏風については当館所蔵時に「日光東照宮参詣図屏風」の呼称を登録名としており、本稿ではその名称をそのまま使用した。屏風絵の内容や、家光社参の時期からすれば、厳密に言えば「日光東照社参詣図屏風」とすべきなのかも知れないが、ここで予めお断りしておく。

さて、本図の描写内容について順を追って見ていくと、第1・2扇に日光街道(道中)の下野国今市宿における御殿(家光の宿舎)を中心として、家紋入りの陣幕を張り巡らした陣屋が画題となっている(部分図は【図A~F】)。その諸大名小屋の陣幕には22の家紋が見える。この家紋の分析や、今市宿については後で詳しく述べる。つづく第3扇は、今市宿から続いて大名行列が描かれるが、貼札墨書銘「尾張殿・紀伊殿参詣」から尾張大納言義直と紀伊大納言頼宣の両徳川家の参詣行列とわかる仕掛けで、将軍家光の行列に先立ち出発したことを表現しているものと思われる【口絵7】。

【表1】 貼札墨書銘一覧

						
還御以後能之躰	いなり川町	鉢石町	尾張殿 紀伊殿 参詣	諸大名小屋	今市御殿	諸大名小屋
第六扇	第四扇	第四扇	第三扇	第二扇	第二扇	第一扇

第3扇から第4扇、第5扇にかけては今市宿から鉢石町<sup>はつし</sup>を通り日光坊中（日光東照社）への日光道中（街道）【図G】とその周辺の風景が画題である。第4扇下部には日光門前町の鉢石町（鉢石宿）の様子【図H】、上部には稲荷川町の様子【図I】が描かれる。寛永17年（1640）9月には、日光山内の民家を稲荷川町と松原町<sup>4)</sup>へ移転させたというが、これは日光山内の聖域化を強める施策の一環であろうか。その稲荷川町の上に聳える独特な姿をした山（第4扇から5扇にかけての上部）は、「前日光」と称される外山<sup>とやま</sup>で、日光東照宮の鬼門・艮（北東）の方位に当たり、守護神の毘沙門天を安置する毘沙門堂が見える。

第5扇から第4扇の下部にかけて大谷川<sup>だいやがわ</sup>の流れが描かれ、道中に続く簡素な板橋（仮橋）と、その少し川上に欄干擬宝珠のある木造反橋の神橋<sup>しんきょう</sup>が架かる【図J】。神橋については、天平神護2年（766）勝道上人の日光開山の折に大谷川の急流に難儀したところ、深砂大王が出現して赤と青の二匹の蛇を放って橋と化して無事に渡河したという伝説がある。室町期の道興准后著『廻国雑記』には、神橋のことが見えるというが、寛永13年（1636）の日光東照社大造替の際に、それまでのはね橋（橋脚のない橋）から石造橋脚のある木橋となったという。しかし、本図の橋脚は石造には見えない。また寛政期以降は朱塗りの橋となり、その鮮やかな色彩で知られるが、本図は生地のままの木橋として描かれており、寛永期の様相を示している。この神橋は、東照宮造営以降は將軍や勅使、回峰行満行の日光山伏以外の通行は許されなかったという。他の人びとは仮橋を渡ることになっていた。神橋を渡ったところに、自然石を積んだ石段があり、その先の左手に丹塗りの堂宇や、右手に鳥居が描かれているが、これは御旅所と、別宮本宮社（日光二荒山神社・本宮神社）の鳥居であろうか。

そして一番左の第6扇は、日光東照社の境内と社参における儀礼の様子【口絵1】が描かれ、本屏風での一番の見せ場となっている。その描かれた境内の概略図を作成し、【図1】「日光東照社の諸堂配置図」として後掲したので、参照されたい。

さて第6扇の最上部には、石造の宝塔【口絵3】が描かれている。この宝塔には、家康の神枢が納められているといい、元は木造であったが、寛永18年(1641)に石造となり、天和3年(1683)に5代綱吉が幕府御用鑄物師椎名伊予によって唐金に改鑄されて奥宮として今日に至っている。さて、本図の描く日光社参の時期を推定するのに、この石造宝塔が描かれていることが重要なポイントの一つとなるのであるが、この件については後の「家光の石造宝塔拝礼」の節で論じる。

この石造宝塔の手前に、権現造の日光東照社本殿を中心に境内が描かれている【口絵3】。東照社境内は、石垣の壇によって階層化されており、最上段に東照社本殿が配置され、その右手(東側)から北上に登る石段が見え、ここを通過してなお一段と高い奥院にあたる宝塔へと導かれる配置となっている。権現造は、本殿と拝殿との間に一段低い石の間を設けて二つの社殿を繋げた建築様式で、八つの棟が合わさった屋根型となることから八棟造りとも別称される。久能山の東照社がその嚆矢といわれるが、家康を権現として祀る社殿造という意味から、以後この極めて特徴ある建築様式を権現造と称するようになった。各地の東照社(後の東照宮)のほか、京都の北野天満宮(北野神社)が有名である。本図では、家光による寛永13年の日光東照社大造替による、絢爛豪華な金碧の彩色彫刻を施した組物をもつ桃山様式の権現造社殿、唐門と透塀をもった回廊、陽明門【図K】のなどの様子がうかがえる。画面上不要な部分は金雲による処理がなされているが、この拝殿に相当する屋根の部分が金雲で覆われているのは、社殿内における将軍家光の霊廟拝礼をイメージさせるものであろうか。

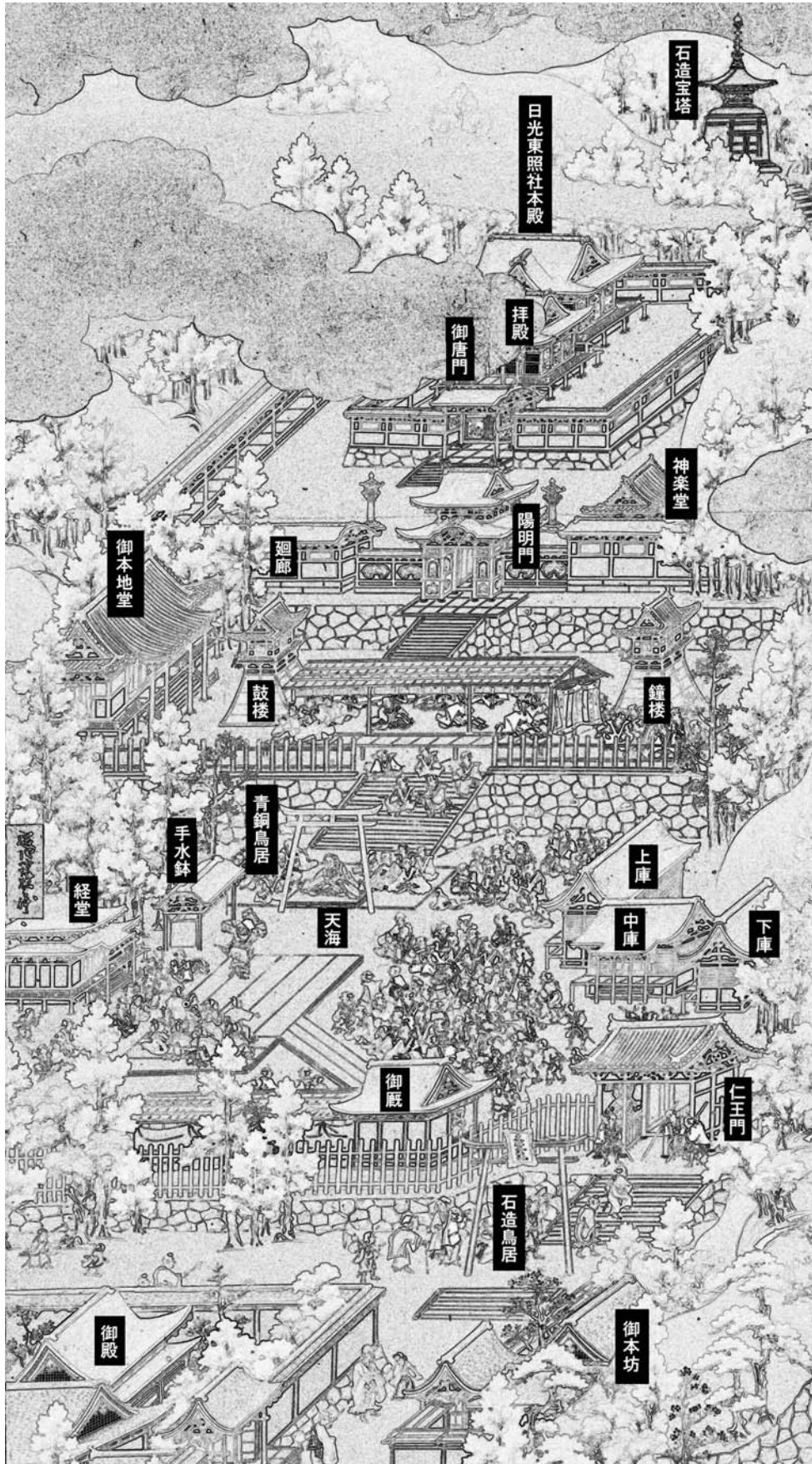
さて、この陽明門は、寛永12年(1635)に建造された楼門で、三間一戸、八脚楼門、入母屋、四方軒唐破風、銅葺屋根の楼閣建築というが、本図の屋根は檜皮葺のようで、材質や屋根型が異なり、唐破風は正面下層部に付いている二重門(屋根が二重となっている門)となっている。また本殿回廊の唐門も、現在の唐門の姿のような正面・裏面・左面・右面の四方に唐破風のある唐門ではなく、本図では左右が唐破風となっている平唐門の四脚門として描かれ、また門扉や柱の色彩も、現在の白を基調としたものではなく、黒を基調としたものとなっている。ちなみに、寛永13年の大造替の折には、将軍家御用絵師の狩野探幽が率いる狩野派一門の絵師たちによって、日光東照社の諸社殿の彩色や内部の障壁画が描かれ、また探幽みずからこの陽明門の天井画「雲竜図」<sup>5)</sup>に彩管を揮った。

つぎに陽明門から下る石段の下には、仮小屋が設えられ、御簾がかかり、儀礼の幔幕によって周囲を覆われているが、その内には能を観る衣冠束帯姿の上卿たちや諸大名、僧侶の姿がのぞく。その左右には、鐘楼と鼓楼が対に配される。その壇を更に大きく下がる石段があり、そこには上げ畳を敷いた上に、緋色の法衣を着けた天海大僧正が座す【図L】。僧侶の着衣は、位階によって異なり、最上位の大僧正は緋衣と称して、緋色の法衣に緋色の袈裟を着ることが許された。

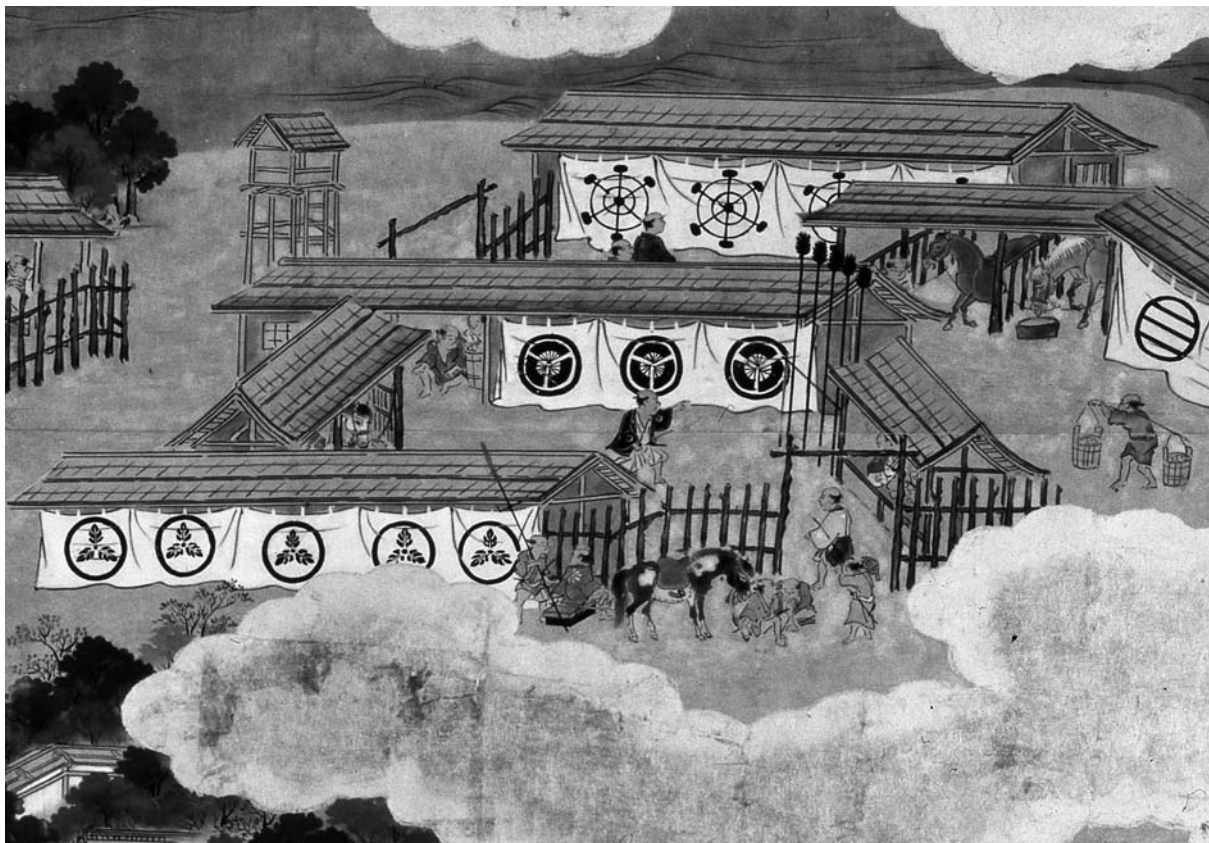
天海の座す前にある鳥居は、その深緑の色彩から青銅製(唐金・唐銅)の鳥居である。これは寛永の大造替の折に、家光が二千両を費やして建立したと伝え、日本最初の唐銅鳥居という。

その唐銅鳥居の右手(東側)には三神庫の上・中・下の庫が雁行状に配置される。左手には、唐破風屋根をもった手水鉢(水屋)がり、その後ろの宝珠を頂いた裳階付き宝形造の建物は経蔵(経蔵)である。内部は輪蔵となっており、寛永12年の建造である。本図では、裳階の正面の一部が向拝として流造となっているが、現状の経蔵には向拝はない。

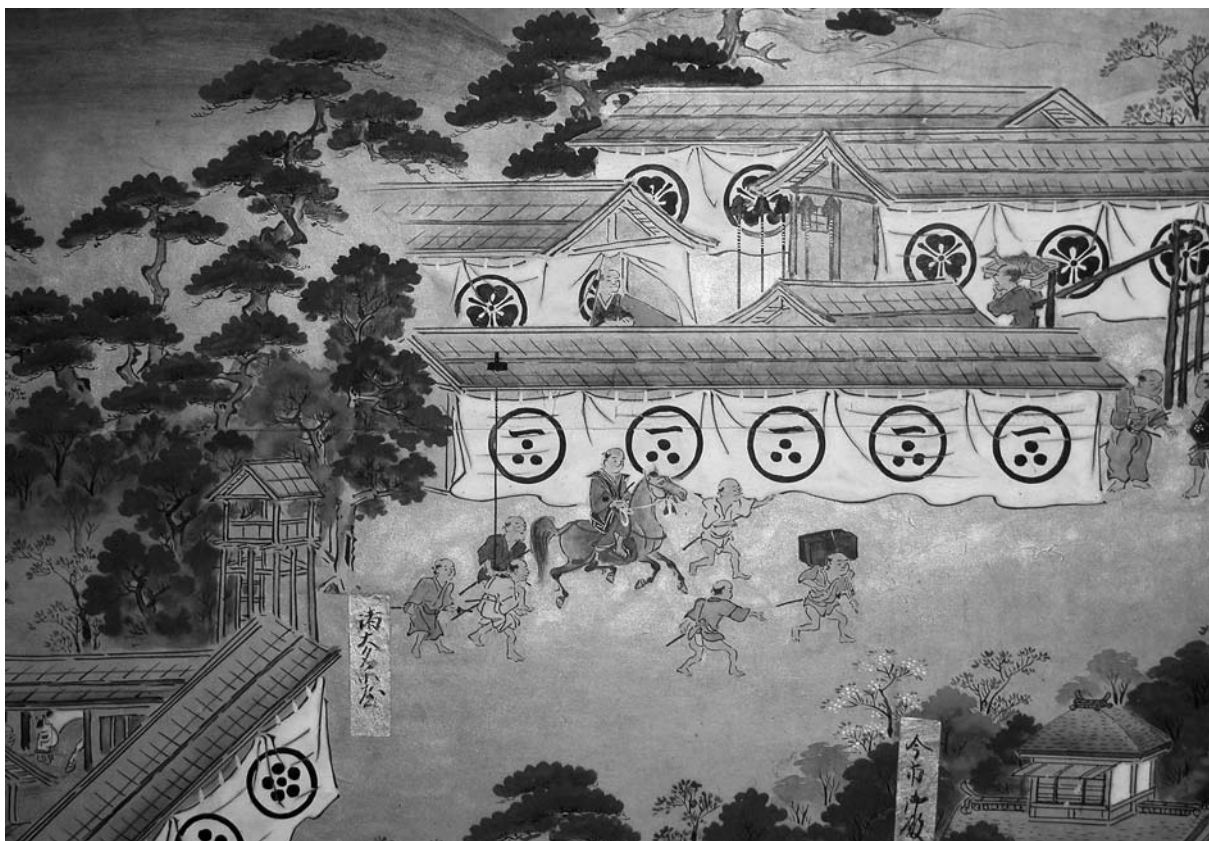
【図1】日光東照社の諸堂配置図



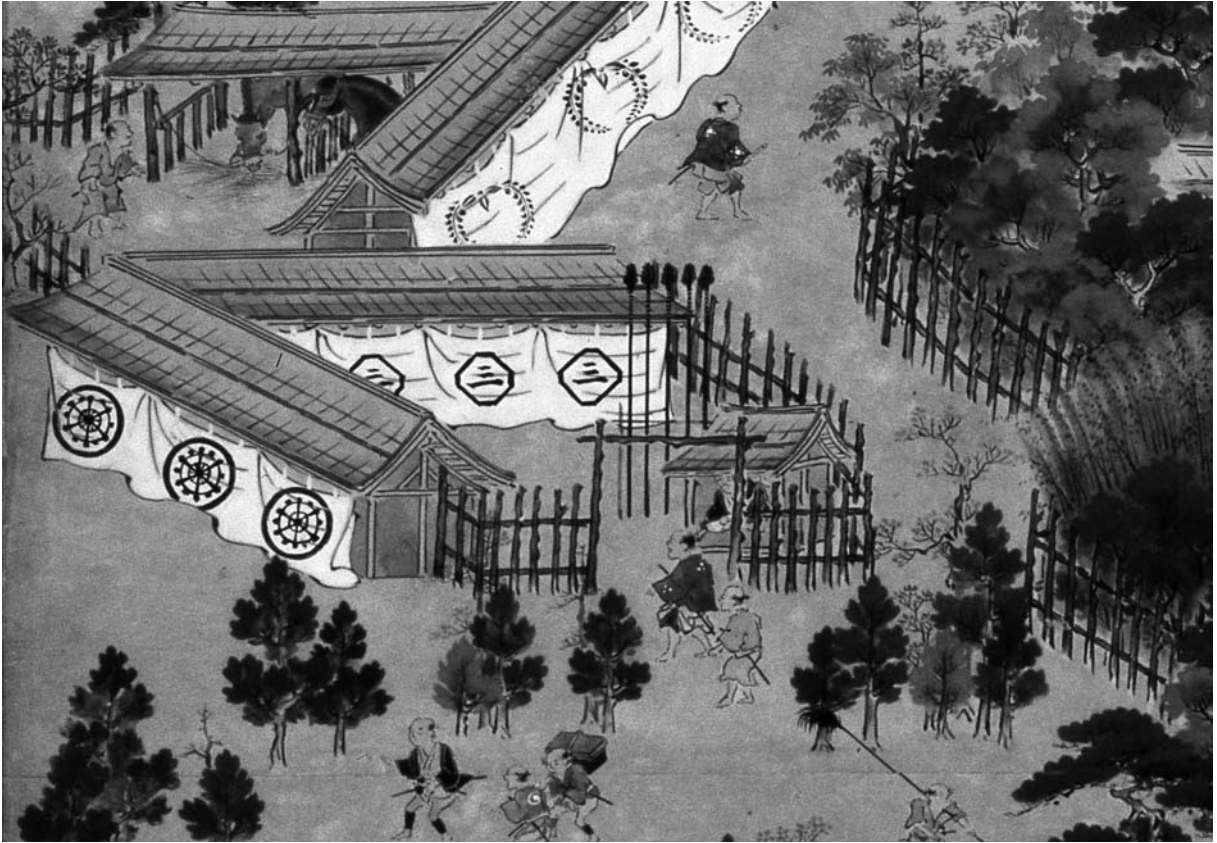
【図版】



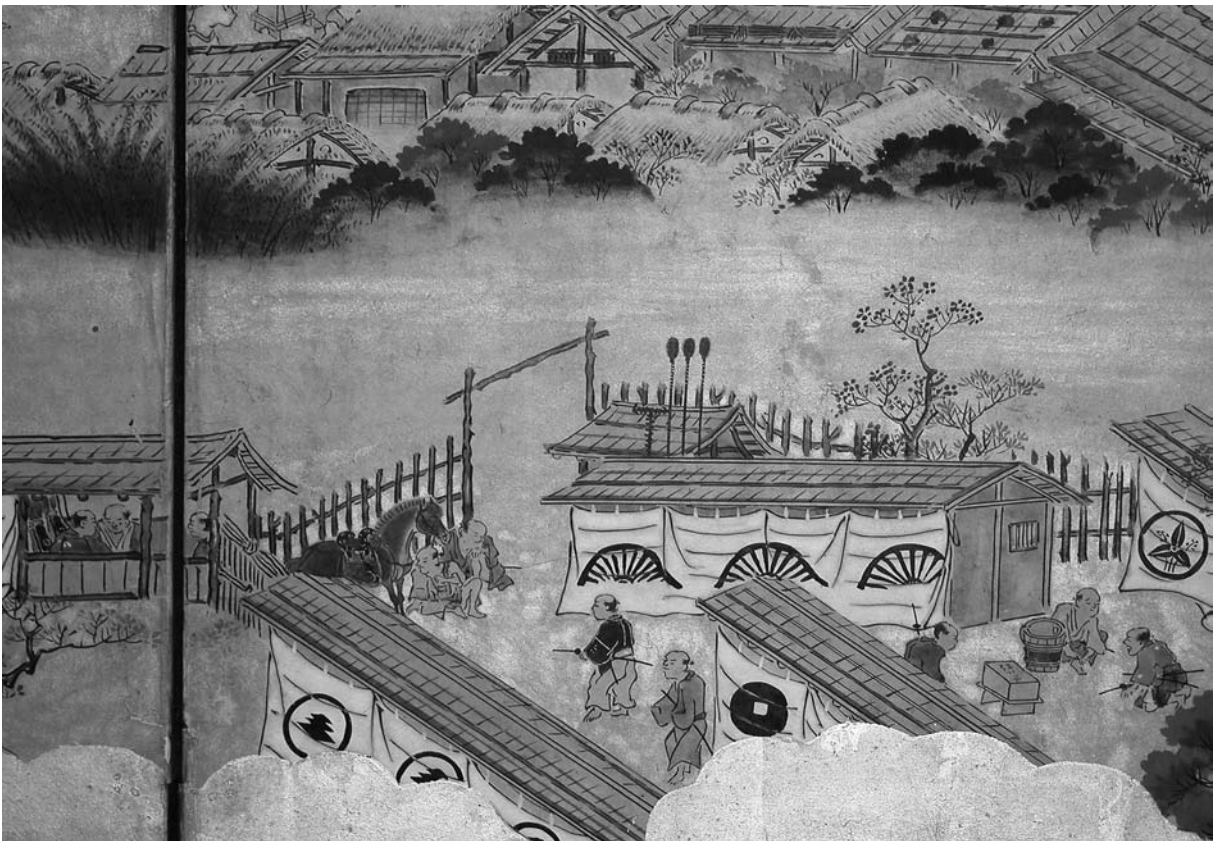
【図A】今市宿の諸大名小屋（1）「日光東照宮参詣図屏風」より（以下【図L】まで同じ）



【図B】今市宿の諸大名小屋（2）



【図C】今市宿の諸大名小屋（3）



【図D】今市宿の諸大名小屋（4）



【図E】今市御殿の門前（1）



【図F】今市御殿の門前（2）

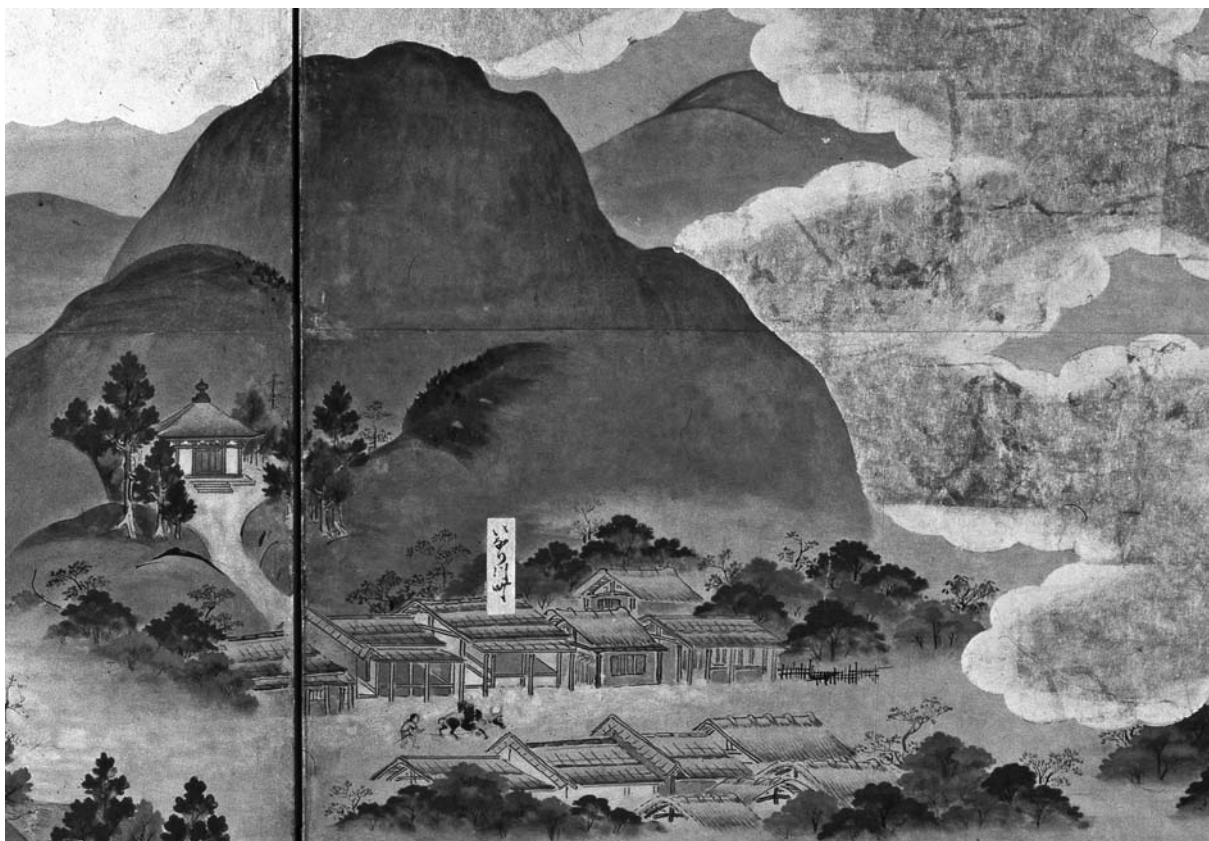




【図G】今市宿から鉢石町への日光道中



【図H】鉢石町



【図 I】 稲荷川町



【図 J】 神橋



【図K】日光東照社陽明門



【図L】将軍家光還御のあと観能の天海大僧正

唐銅鳥居前からの広い敷地に、露天の能舞台が設けられているが、橋掛かりの前には楽屋と思われる仮小屋が設けられ白地の幔幕が引き廻されている。その右手に、神厩があり、画面では神馬の姿が見られる。仁王門の左手、能の敷舞台につづく仮設の楽屋の傍らには、御厩があり神馬の頭がのぞく。能舞台の様子や観能の群集については、「還御以後能之躰」を含めて後述する。

右手に大きくL字型に境内順路が曲がった所に、仁王門がある。本図では、仁王像は左側のみ描かれているが、門前には棒を持った警護の侍が誰何する様子。その仁王門へ向かう石段の下には、石造の大鳥居がある。この石の鳥居には、金字の後水尾天皇の宸筆「東照大権現」と大書された扁額が掛かる。実際の大きさは、扁額が畳一畳大、鳥居の高さは9メートルを超すという。この石造の明神鳥居は、元和4年(1618)に黒田長政の寄進したもので、九州から石材を運んで組み上げられたという。

石の鳥居前の左手の大夏は、将軍の日光宿舎にあたる御殿、右手の堂宇は御本坊(光明院)と思われる。日光の将軍御殿は、寛永4年(1627)に創建され、寛永15年(1638)1月27日に馬場町から出火し山中の坊舎が焼失したがその際被災し、翌寛永16年に光明院跡地に再建され、また寛永18年(1641)には座禅院屋敷の隣に移されたという。また、天海は慶長18年(1613)11月に家康から日光山貫主に任じられたといい、日光登山の折に本坊の光明院が旧跡となっていたため座禅院を宿舎としたが、元和7年には天海は光明院を再興し、その後寛永18年には座禅院を断絶し、その旧跡を改めて将軍御殿としたともいう。

さて、このように描写内容を見てきたが、とくに家光の数多い日光社参の中で、どの社参を画題としたものであるかが重要な点である。本図は、当館に所蔵される以前から、寛永13年の大造替の家光日光社参を描くものとされてきた<sup>6)</sup>。また、当館でもその見解を引き継いできており、私も寛永13年説を採ってきた<sup>7)</sup>のであるが、もう一隻の画題となった寛永19年2月の日吉山王社への竹千代初宮参りの儀礼とあまりにも時期的な差がありすぎることに少なからず疑念を抱いてきた。そこでこの度の屏風絵の細かな調査分析により、(1)寛永18年に完成した石造の宝塔のあること、(2)寛永18年に家光の待ち望んでいた将軍家嫡男が誕生して翌19年2月の日吉山王社への初宮参りを画題とした「日吉山王社参詣図屏風」と対になること、(3)両隻ともに緋衣の天海大僧正が目立つように描かれており、二つとも天海の企画した最晩年の重要な寛永19年の儀礼であることなどから、本図は寛永19年の日光東照社石造宝塔(奥の院・家康霊廟)拝礼を主とした家光の日光参詣および日光御祭礼と、家光還御後の能(猿楽)を楽しむ天海を顕彰するための作品と推定した。

## 2. 日光東照社造営と将軍社参

そこで、まずは日光東照社の成立と将軍の日光山参詣(日光社参)について見てみる。日光東照社(のちに東照宮)の成立に関する研究は、近年の山澤学による『日光東照宮の成立-近世日光山の「荘厳」と祭祀・組織-』<sup>8)</sup>が丹念な調査の成果を論文としてまとめており、本稿をなすにあたり多くの示唆を受けた。

徳川幕府を開いた初代将軍徳川家康は、元和2年(1616)4月17日巳の刻に駿府城で没した<sup>9)</sup>。家康の

遺言により、亡骸は直ちに久能山に葬られた。『台徳院殿御実紀』には、翌18日には「御廟地神儀を以て营造せらるゝにより、神龍院梵舜その事をとる<sup>10)</sup>」とあり、すでに神号授与が予測される動きがある。その後、家康の神格化の問題で、この梵舜の主唱した唯一神道による「明神号」に対し、天海の山王一実神道による「権現号」の提唱が起こり、家康の神号に関する両者の対立はあまりにも有名な事として知られる。結果、翌元和3年（1617）2月には家康の「権現号」勅許となったのである。菅原信海によれば、天海の唱えた山王一実神道とは「現世安穩、後生善処」の教えから、徳川幕藩体制の異時と徳川家の子孫繁栄を願うための万世不易の大法であるという<sup>11)</sup>。

さて家康没後の翌々日の4月19日には、久能山にすぐに仮殿が経営され家康の霊柩が安置されたという<sup>12)</sup>。翌5月には2代秀忠の命により東照社の造営がはじめられ、元和3年2月21日に朝廷より「東照大権現」の神号が宣下され、完成した東照社へ祀られた。

その後、当初の三カ年久能山安置から日光山東照社の造営が早く進み、3カ年を待たずに久能山から下野国日光山内へと東照大権現の神柩が移されたのは、翌元和3年4月のことである。霊柩は、元和3年3月15日に久能山を進発し、江戸を経て、4月4日に日光山の座禅院に到着した。同月8日は、奥院巖窟中に安置し、天海によって両部習合の御遷宮法要が営まれた。日光山領の御朱印地については、元和6年（1620）3月15日に天海に対して久能山・喜多院とともに寺領を寄進している。下野国日光山神領惣は17カ村で合わせて5,000石であり、とりわけ御宮造営にあたり、本山衆僧社家門前屋敷地子等が全て免除されている。

また、日光社参に関しては、山澤学によれば、「日光社参のさいには、大老・老中をはじめとする主要な幕閣はもちろん、大名や旗本・御家人など総勢十数万とも言われる武家が将軍に供奉する巨大な行列が組まれ、江戸と日光山を往復した。その比類ない規模は、行列の先頭が日光山に着いても最後尾が江戸城にいる、という俗説も生む。しかも関係する輸送に必要な人馬の準備、各地での警備、犯罪者に対する恩赦の実施など、まさに全国を巻き込む国家的行事であった。」<sup>14)</sup>という性格をもっていた。

将軍の日光社参は、江戸城発輿から日光道中の宿駅への行列、昼食の陣屋や将軍宿泊の御殿、日光山での儀礼、帰路の道中、その全てにわたる警衛や接応が華々しく展開されたが、その行事自体が時の将軍家の威光を誇示するものであった。

将軍家の日光社参は、2代秀忠が大御所時代をいれて4度、3代家光が最も多く大納言時代を入れて10度、4代家綱が大納言時代を入れて2度、以降しばらく途絶え、8代吉宗、10代家治、12代家慶がそれぞれ1度ずつという<sup>15)</sup>。

かくも多くの日光社参を実施した3代家光は、祖父の初代将軍家康に対する畏敬の念がとくに篤かったという。大納言時代の元和9年（1623）4月の「第9回御神忌法会（以下、回忌と略称）」を嚆矢として、同年7月27日に将軍職に就いてからは寛永2年（1625）7月の「11回忌」、寛永5年（1628）4月の「13回忌」、寛永9年（1632）4月の「17回忌」、寛永11年（1634）9月の「19回忌」、寛永13年（1636）4月の「21回忌」、寛永17年（1640）4月の「25回忌」、寛永19（1642）年4月の「27回忌」、慶安元年（1648）4月の「33回忌」と日光山へ詣でている。このうちとりわけ、東照大権現21回忌の日光社参は、家光の威信をかけたものであったという。

家光は、寛永11年に30万7000余の軍勢を率いて「御代替」の上洛を行った。その報告を兼ねたこの年の日光社参は、家康の祥月命日（4月17日）ではなく、9月17日となっている。そして、寛永13年に家康第21回御神忌法会を万を期して、それまでに日光東照宮の諸堂の大掛かりな改修普請（寛永の大造替）を行った。「日光東照宮造営帳」によれば、金五十六万八千両、銀百貫目、米千石が、この大造替のために当てられたという。実際の普請には、幕府作事方・大棟梁の甲良宗広が請負い、宇都宮城主の奥平忠昌と那須衆・岩城衆に人足役が課せられ、大工・手伝いなどの人夫を入れた延べ人数は4,503万余であったという。この華麗なる新たな日光東照社が完成した時だけに、その儀礼は最大のものであったといわれ、山澤学によれば、その法会の様子は『日光山御神事記』（徳川宗家文書）に詳細に記されているという。<sup>17)</sup>同時に、幕府御用絵師であった狩野探幽に命じて「東照社縁起絵巻」の制作を行ったのも、この時期が中心である。<sup>18)</sup>

また家光にとって、父・2代秀忠（台徳院）が徳川家の菩提所・三縁山増上寺へ葬られ、後継の4代家綱・5代綱吉がもう一つの菩提所である天海創建の東叡山寛永寺に葬られたのに比べ、祖父家康への思いから自身（大猷院）も日光山へ葬られること望み、その後その通り実施された。これらのことを鑑みれば、いかに東照大権現・家康への敬慕の思いが強かったか、また家光が家康の神格化を通して将軍権力の強化、象徴化、そして幕政権力の掌握強化を行ったかが分かる。浦井正明によれば、「家光の家康への思い入れは、敬慕を通り越して信仰に近いものであった」という。その一例として、日光輪王寺に伝わる家光所持の金欄、銀欄のお守り袋七つがあり、その六つの内符には、夢で権現様にお逢いしたという文章とか、東照大権現、慈眼大師（天海）などの文字が書かれており、いかに家康を敬仰し、また天海を家康に代わる師と仰いでいたというのである。<sup>19)</sup>家光が夢に見たという家康の肖像画は、狩野探幽筆の「東照大権現霊夢像（東照宮御影）」など多く伝わるのも、山澤学によれば、こうした「深秘」の画像として神格化された家康を崇める対象としたからなのである。<sup>20)</sup>

### 3. 寛永19年の家光の日光社参

#### (1) 社参供奉と日光道中の御旅館

さて、寛永19年4月の家光の日光社参について、『大猷院殿御実紀』（【関連資料】として後掲した）などの資料を元にしながら本図を検証する。

同年4月3日には、家光は天海のいる東叡山寛永寺本坊に御成となり、猿楽三番などの神事能を観たあと、天海に対し「銀三百枚・時服十」を、その他毘沙門堂門跡公海・最教院晃海などの諸僧にそれぞれ被けものがあつたが、これは「日光御参の御首途御祝」<sup>21)</sup>であつたという。その後、日光発輿にかかわり道中法度の公布や宿泊御旅館などの周辺の警衛、江戸城の將軍不在の間の本城および諸門・市中の警衛などについて、相次いで詳しく出されている。また、日光御使の青蓮院門跡尊純法親王・花山院大納言定好卿、勅使の菊亭（今出川）右大将経季卿・飛鳥井大納言雅宣卿、院使の阿野大納言実顕卿などを始めとした公卿衆、その応接役の高家吉良上野介義彌・吉良若狭守義冬など、先発する尾張大納言（徳川義直卿）・紀伊大納言（徳川頼宣卿）・水戸黄門（中納言・徳川頼房卿）の三卿や尾張亞相（徳川光友

卿)、そして松平越後守光長(越後高田藩主)・松平筑前守光高(前田光高・加賀藩主)・松平右京大夫頼重(常陸下館藩主)などの親藩、井伊掃部頭直孝・酒井讃岐守忠勝・堀田加賀守正盛・阿部豊後守忠秋・朽木民部少輔植綱・内田信濃守正信・斎藤撰津守三友・中根壺岐守正盛・小出越中守尹貞・牧野佐渡守親成などの譜代大名をはじめ、書院番などの諸士、医員に至るまで供奉隨身したのである。

家光は、4月13日に江戸城を発輿したが、行列の前を松平忠次・稲葉正則・堀田正盛・朽木植綱が護り、殿軍を酒井忠清・安藤重長・阿部忠秋・内田正信が警衛供奉した。その日、平柳で昼飯、申の刻に岩槻城(城主・阿部対馬守重次)へ入城し宿泊。14日巳の刻に岩槻城を出発し、申の刻に古河城(城主・土井大炊頭利勝)へ入城し宿泊。15日辰の刻に古河城を出発し、小山駅で休息、石橋駅で昼飯、申の刻に宇都宮城(城主・奥平美作守忠昌)へ入城し宿泊。16日辰の刻に宇都宮城を出発し、大澤宿で昼飯したのち、家光は湯浴みをしてから日光山へ渡御と成った。その日、天海へ「銀三百枚・時服二十」、跡公海へ「銀百枚・時服十」が家光から遣わされたという。

## (2) 日光社参の道中法令

寛永19年の將軍家光の日光社参にあたり、さまざまな法令が出された。まず、寛永19年4月11日付けて、黒印状により日光道中に関する法令が出された。<sup>22)</sup>それらは、次の通りである。

供奉の時脇道すべからず。當中にて喧嘩口論の時。兼て定め置く、如く。當直かぎりにはからふべし。市井にては其地にありあふものとりおさめ。みだりに外より馳集るべからず。御旅館にてもし失火のときは。有司のほか其所に出べからず。供奉中人返しの事停禁たるべし。もし申旨あらば。府にて沙汰に及ぶべし。されど重科の徒は格別たれば。供奉人にことはりて裁許を受べし。着御のきざみ下馬して後。列次をみだるべからず。定れる人員の外。御旅館に供奉すべからず。目付及び番頭。諸奉行人はいふ迄もなし。たとひいかなる輩申断るといふ共。法度の旨違犯すべからず。狼籍者の事は科のさまにより申付べし。小荷駄は右のかたに通し。但し山坂にては山にそひて通すべし。諸器財入まじゆべからず。押売押買これを停止す。みだりに竹木を伐とるべからず。田圃に馬を放ちをくべからず。この件々科の軽重にしたがひ命ずべし。もし目付の輩及び番頭。諸奉行人見のがし聞のがし。用捨せば曲事たるべし。其他は下知状にのするものなりとぞ。

また、道中やその周辺に関しての下知状が出され、そこには酒井忠勝・堀田正盛・阿部忠秋・阿部重次・朽木植綱などの支配を受けて、下知を受けるように指示されている。それは次のようにある。

當中并に接近の地に鬭諍あらば。酒井讃岐守忠勝。堀田加賀守正盛。阿部豊後守忠秋。阿部対馬守重次。朽木民部少輔植綱はじめ。定め置く、輩の外まうのぼるべからず。その他は各のやどりにありて下知を守るべし。御旅館にて喧嘩。口論。失火等のとき。其席にあらん輩は表門。裏門たりとも。たよりよからん曠地に出て指揮をまつべし。御旅館の前後に候する輩は一切会集せず。其所にありて指揮に従ふべし。また火起らばかねて其城主の家人に命じ置るれば。目付の非番より出て消

防の指揮すべし。御旅館にては非番の目付巡夜すべし。日光山に於て失火せば。其屋舎に有あはせしもの。力を尽し撲滅すべし。其他は宿を護り。焼ひろごらざらんやうにして。一切外に出べからず。市井に火おこらば其町限りに消防すべし。されど松平右衛門大夫正綱。秋元但馬守泰朝は出て指揮すべしとなり。

また、火災時における手配りについては、酒井忠勝をはじめ柳生宗矩や内藤忠重、永井直清などや目付衆が指名されている。そして、日光道中に高札が立てられ、宿駅や乗馬・飲食などについて次のように規制された。

宿賃定め如くたるべし。自他の宿札剥べからず。晴天の日騎馬の中に雨具もたしむべからず。笠はくるしからず。御旅館并に御憩息所にて。指揮なくして飲食すべからず。供奉の時騎馬の中。持鎗壺本の外諸器械持入べからず。着御の刻供奉の輩。下馬せずして直に宿に乗入べからずとなり。

また供奉の者たちに対しては、「御旅中討果すべきほどの罪あるものは。鞭打てゆるすべし。目安あぐるものあるとき。御先にては歩行士。御後ならば小十人組請とるべし。狼籍ものあらば。四五人かけあつまりてはからひ。供奉の行列の間あかざらんやうになすべしと命ぜらる。<sup>23)</sup>」と、越訴者や狼藉者への対応や、罪過の軽減などを指示している。このように出された細々とした差図や法令は、これ以降の日光社参をはじめ、将軍が江戸城を離れる場合の道中などの警衛の基本となった。

### (3) 江戸城留守の警衛

さて、肝心の留守中の江戸城および御府内の警衛、差配については、土井利勝と松平信綱に指揮権を委ねたことが、小笠原忠真へ下された条約によりわかる。それによれば、「留守中の事は。何事も土井大炊頭利勝。松平伊豆守信綱に命じ置るれば。相ともにはかりて指揮を受べし。本城にて何等のことありとも。御留守居のともがら。及び三番頭会議してはからふべし。何事によらず会議の時。私意を立ず多分につくべし。又しばしば本城巡察すべし。城外に何ごとありとも一切出会べからず。此旨守るべしとなり。」とあり、また戸田氏鍊・松平丹康長・本多忠義・菅沼定芳への仰下しによれば、「御留守中諸事大炊頭利勝。伊豆守信綱と相はかりて。指揮にしたがふべし。城外に何等の事ある時は。各商議して取計ふべし。謀議のときは私意を立ず多分につくべし。下々に至る迄私の所存をいひあらがふべからず。若いはずして叶はざる事あらば。大炊頭利勝。伊豆守信綱に達し。御帰城の後沙汰に及ぶべし。又大なる火災の時はみづからまかりて。神尾備前守元勝。朝倉石見守在重等と議しはからふべし。各をもて此事を命ぜらるゝは。万石以上不虞の用あらん事を。兼て含たまひてなれば。其心して怠惰すべからずとなり。<sup>24)</sup>」とあり、家光は留守中の万全の体制をとるため、江戸城および城外のことを信頼厚い土井利勝と松平信綱に任せて日光へ旅だったのである。この折の、江戸城警衛役を『大猷院殿御実紀』から作成し【表2】「寛永19年日光社参時の江戸城警衛一覧」として掲げた。



【表2】寛永19年日光社参時の江戸城警衛一覧

勤番の警衛場所	配置大名・旗本	勤番の警衛場所	配置大名・旗本
江戸城留守居役		桜田	北條出羽守氏重
江戸城留守居役	土井大炊頭利勝		植村出羽守家政
謀議・大火の備	松平伊豆守信綱	和田倉	松平周防守康映
	戸田左門氏鍊		松平出雲守勝隆
	松平丹波守康長	雉子橋	堀大学直輝
	本多能登守忠義		山口但馬守弘隆
大火の備	菅沼織部正定芳	一橋	小笠原主膳貞信
	神尾備前守元勝		杉原伯耆守重長
本城警衛	朝倉石見守在重	神田橋	松平丹後守重直
			本多八郎兵衛勝行
本城	牧野内匠頭信成	大橋門（常盤橋か）	織田上野介信勝
	酒井和泉守忠吉		土方河内守雄次
	杉浦内蔵允正友	呉服橋門	前田右近利意
	宮崎備前守時重		高木善次郎正弘
	筒井内蔵忠重	鍛冶橋	織田因幡守信昌
	松平庄左衛門昌吉		真田隼人正信重
	長井五右衛門吉次	芝口門	大関土佐守高増
	島田幽也利正		佐久間蔵人勝友
	伊丹康勝入道順斎	日比谷口	真田伊豆守信之
	真田内記信政		
西城警衛		西城山里門并喰違門・ 下橋・中仕切	松平山城守忠国
御留守中西城	石川主殿頭忠総		石川主水殿頭忠総
	松平山城守忠国	西城西門	鳥居主膳正忠春
本城御門警衛	大番頭		内藤兵部政晴
本城第二の門	小笠原右近大夫忠真	外郭門警衛	
第三門（大手下馬門）・ 蓮池門	松平和泉守乗壽	御成橋門（新橋）	稲葉淡路守紀通
	大久保加賀守忠職	窪町門（幸橋）	長谷川小兵衛守俊
元大橋門（大手門）	松平若狭守康信	赤坂口	井上淡路守庸名
	本多下総守俊次	土橋門	宮城主膳豊嗣
喰違門	平川口兼務（不明）	四谷口	北條久太郎氏宗
半蔵口	岡部美濃守宣勝	市谷口	酒井下総守忠正
	土岐山城守頼行	牛込口	神保左京茂明
田安門	松平万助忠政	小石川口	戸田藤五郎重種
	三宅大膳亮康盛	筋違橋門	伊東甚太郎長治
清水門	阿部市正正令	浅草口	菅谷紀八郎範重
	板倉主水佑重矩	山下町口	上田主殿助重秀
竹橋	水野隼人正忠清	吉祥寺下の橋	織田修理長種
	太田備中守資宗		沼間兵右衛門清許

(4) 今市宿の御殿と諸大名小屋

さて家光は4月16日に宇都宮城を出発し、大澤宿を経て日光山へ到着となったが、先発していた諸大名の多くは、大澤宿の次の宿駅「今市」の小屋にて家光の行列を出迎えた。今市御殿を中心に、仮設の陣屋が造られ、家紋入りの陣幕を張った様子が、本屏風の第1・2扇に描かれていることは、先述した通りである。そこには、小屋に毛槍などの武具を立てたり、誰何する見張所を設けたり、馬に餌を与えたりする様子が描かれる。栓皮茸か思われる二階屋をもった立派な今市御殿の前には、番小屋が設けられ、米俵を室内に積んだ店、路上で対話をする従臣たちや、掃除をする者、犬をつれた婦人と少女の姿、物売りなどの様子が描かれる【図E・F】。その陣幕家紋について【図2】「今市宿の諸大名小屋配置図(家紋番号)」と、それに対応する家紋について【表3】「今市宿の諸大名小屋陣幕家紋一覧」を掲げた。

【図2】 今市宿の諸大名小屋配置図 (家紋番号)



【表3】 今市宿の諸大名小屋陣幕家紋一覧

番号	家紋	家紋名	大名・旗本名 (領国・石高)	備考
1		丸に三引両紋	三浦亀千代安次 下野壬生藩20,000石	寛永10年～天和2年。三浦正次の長男。寛永18年に家光拜謁、家督相続。のち従五位下、志摩守。正室は朽木植綱の娘。
2		六つ水車紋	土井遠江守利隆 下総古河藩土井大炊頭利勝160,000石の長男	元和5年～貞享2年。土井利勝の息子。寛永7年、従五位下、遠江守。寛永12年小姓番頭。のちに若年寄。寛永21年家督相続。
3		丸に三つ扇紋	松平右衛門大夫正綱 相模玉縄藩22,100石	天正4年生～慶安元年。大河内秀綱の次男。天正15年長沢松平家分家松平正次の養子となる。従五位下、右衛門大夫。大河内松平家。
4		丸に三つ柏紋	牧野佐渡守親成 上総高根村など5,000石	慶長12年～延宝5年。寛永19年3月書院番頭。旗本牧野内匠頭信成の次男。正保4年家督相続し関宿藩主。従五位下、佐渡守。
5		丸に剣片喰紋	酒井河内守忠清 上野厩橋藩100,000石	寛永元年～元和元年。酒井忠行の長男。寛永14年家督相続し上野厩橋藩主。寛永15年従五位下、河内守。家光の本丸付家臣。のち大老。
6		丸に一文字三つ星紋	永井日向守直清 山城長岡藩20,000石	天正19年～寛文11年。永井直勝の次男。寛永9年従五位下、日向守。寛永10年山城長岡藩主。
7		丸に星梅紋	松平越中守定綱 伊勢桑名藩110,000石	文禄元年～慶安4年。松平定勝の三男。徳川家康は伯父、於大の方は祖母。寛永12年伊勢桑名へ転封。従四位下、越中守。久松松平家。
8		隅立四つ目結紋	朽木民部少輔植綱 近江朽木藩20,000石	慶長10年～万治3年。朽木元綱の三男。元和9年民部少輔。寛永12年再度小姓組番頭・若年寄。寛永13年近江朽木藩主。寛永16年1万石加増。
9		下り藤紋	内藤帯刀忠興 陸奥磐城平藩70,000石	天正12年～延宝2年。内藤政長の長男。寛永11年家督相続し陸奥磐城平藩主。寛永13年日光造替総奉行。従四位下、帯刀。
10		隅切り角に三の字紋	稲葉美濃守正則 相模小田原藩85,000石	元和9年～元禄9年。稲葉正勝の次男。寛永11年家督相続。従四位下、美濃守。春日局の嫡孫。寛永6年老中首座。のち延宝8年大老。
11		丸に六つ車紋?	(不明)	
12		丸に片喰紋	酒井讃岐守忠勝 若狭小浜藩123,500石	天正15年～寛文2年。酒井忠利の子。寛永4年川越藩主。寛永11年若狭小浜藩主。寛永15年大政参与。従四位上、讃岐守。今市御殿警衛。
13		二重鑽木瓜紋	堀田加賀守正盛 信濃松本藩100,000石	慶長13年～慶安4年。堀田正吉の長男。寛永10年家光の六人衆。寛永12年老中。寛永15年大政参与。寛永19年7月下総佐倉へ転封。従四位下、加賀守。

番号	家紋	家紋名	大名・旗本名 (領国・石高)	備考
14		上下向かい 蝶紋	(不明)	
15		丸に立ち沢 瀉紋	松平下総守忠明 播磨姫路藩180,000石	天正11年～寛永21年。奥平忠昌の四男。天正16年家康の養子となり松平姓。寛永9年大政参与。寛永16年播磨姫路へ転封。従四位下、下総守。
16		水片輪車紋	(不明)	
17		裏銭紋?無 文銭紋	(青山家・立花家カ)	
18		丸に重ね三 階菱紋	(小笠原家カ)	
19		蔦紋	(藤堂家カ)	
20		丸に右重ね 違い鷹の羽 紋	阿部対馬守重次 武蔵岩槻藩59,000石	慶長3年～慶安4年。阿部正次の次男。阿部忠秋と従兄弟。寛永10年家光の六人衆。寛永15年武蔵岩槻藩主を継ぐ。同15年老中。従四位下、対馬守。
21		丸に立ち葵 紋	(本多家カ)	
22		上がり藤紋	(内藤家カ)	

(5) 4月18日の御祭礼

さて、家康の祥月命日である4月17日に予定されていた第21回の御祭礼(御神忌法会)は、雨のために翌日へと日延べになった。『大猷院殿御実紀』に「(寛永十九年四月)十七日。雨ふりければ御参御祭礼延滞せらる。」とあり、それに続けて「御旅館の白書院にて。門跡公卿諸大小名拝し奉る。夕かたうちうち 御宝塔へ詣給ふ。高家吉良若狭守義冬御刀の役つかふまつる。」(下線は筆者註記、以下同じ)とあるのは、石造の宝塔へともかくも内々で拝礼したことが知れる。

明けて4月18日には、御祭礼が滞りなく執行された。その様子は、『大猷院殿御実紀』<sup>25)</sup>に詳しいので引用する。

「(寛永十九年四月)十八日。空快く晴渡りしかば御祭礼あり。よて巳刻棧敷へならせ給ふ。御次に尾紀水三卿。三の間に諸大名。近習輩伺候す。其東の棧敷は門跡はじめ僧綱。凡僧みな充滿せり。御祭礼

は十七年にのする所に同じ。例に依て松平右衛門大夫正綱。秋元但馬守泰朝供奉す。山伏貝吹て後棧敷よりかへらせ給ひて御東帯めさる。高倉中納言永慶卿御衣紋。今川刑部大輔直房御前の役し。御太刀は井伊靱負佐直滋。御刀は吉良若狭守義冬。御杵は（今川脱カ）刑部大輔直房。御裾は阿部対馬守重次。堂上は吉良上野介義彌。御簾も同じ。供奉みな束帯なり。行列は先同朋。次に白張二行。次に隨身。堀三右衛門直景。能勢次左衛門頼重。曾我又左衛門近祐。石川彌左衛門貴成。城半左衛門朝茂。蒔田数馬助長広。次に酒井河内守忠清。松平式部大輔忠次はじめ。諸大夫四十五人二行。次に長刀。次に御轎。次に布衣并烏子（烏帽子カ）着群行し。銅鳥居の前にており給ひ。御本社にわたらせ給ひ御拝あり。内陣にて毘沙門堂門跡公海役し幣奉る。この時上野介義彌御進薦の信国御太刀もちて竹林坊にさづく。御馬は大総かけて庭上に引立たり。又門跡公海。竹林坊役し神酒奉りて後。若君より御進薦の守家の御太刀を若狭守義冬もちいで、竹林坊にさづく。御馬二疋は上におなじ。」とある。この儀式に次いで宝塔拝礼となる。

#### （6）家光の石塔宝塔拝礼

先に述べたように、第6扇の最上部には奥院の石造宝塔が描かれている【口絵3】。木造であった宝塔は石造の宝塔として造替されるため、寛永17年（1640）8月6日に松平正綱が日光山廟塔造営の奉行を命じられており<sup>26)</sup>、また翌寛永18年5月15日には日光山廟塔が落成した祝いとして西丸で猿樂が催されている<sup>27)</sup>。寛永19年4月の家光の日光社参の折には、家光は4月18日の祭礼には勿論のこと、前日の17日にも事前に新造の石造宝塔へ詣でている。その18日には、石屋の又蔵と助五郎に対し石塔宝塔「速成」の感謝として新たに200石ずつ与えている<sup>28)</sup>。

この木造から石造へという造替は、永久不滅の意志を感じさせる、家康の霊柩を納めた宝塔の造替は、家光にとって重要なことであったに違いない。その石の宝塔の礼拝供養は、寛永19年の日光社参の中心と成る儀礼であったと思われる。その礼拝の様子を引用する。

「次に尾紀水三卿進拜し。御先に 御宝塔に赴かる。松平越後守光長。松平筑前守光高。松平右京大夫頼重。松平出羽守直政御先に瑞垣の外へ退く。こゝをまかてたまひ。御宝塔へ詣給ふとき。光長。光高。頼重。直政もまいるべしとの仰ごとありて。この四人従ひ奉る。御宝塔の左につかせ給へば。尾紀水の三納言は。御塔にむかひ左につき。勅使。院使（御宮御参に先立て。門跡公卿皆御塔へまわり待迎るなり）御座にむかひて座につき。青蓮院門跡。導師大僧正天海。毘沙門堂門跡は瑞垣の中につき。陪僧六人。次に伶人伺候す。」<sup>29)</sup>とある。

家光の宝塔拝礼に先立ち、尾張（徳川義直）・紀伊（徳川頼宣）・水戸（徳川頼房）の御三卿が宝塔へ赴いたとある。これは家康の直系が徳川將軍家だけでなく、この御三卿にも共にあるという主張とともに、將軍を先導するという意味も持った行動表現であるとも考えられる。すでに日光御使の青蓮院門跡尊純法親王をはじめ、法会の導師天海大僧正、毘沙門堂門跡公海は瑞垣の中に着座し、院使菊亭右大將経季卿をはじめ諸門跡・公卿衆は宝塔前に待機していた。さて家光が宝塔へ参詣する段になり、瑞垣の外に侍っていた親藩にあたる松平姓の四人、越後守光長・筑前守光高（前田光高）・右京大夫頼重・出羽守直政を特に呼び寄せて陪従させたという。

### (7) 還御以後能之躰

日光東照社での全ての法会を終えた家光は、4月19日に日光発興し、22日には江戸城へ還御した。さて、第6扇左端の貼札墨書銘に「還御以後能之躰」とあるのが、ここでの問題である。この「還御」とは、将軍家光の江戸城への還御のことで、その後の直会としての性格を持ったものであろうが、後宴が持たれ、恒例の神事猿楽が催された。

翌々日の4月20日には、「けふ山（日光山）にて猿楽あり。」と『大猷院殿御実紀』には見え、松平正綱・秋元泰朝・久世広之が沙汰をし、内藤忠興が警衛役、内藤忠重・永井直清が火番役であったという。また翌21日も猿楽が催され、松平正綱・秋元泰朝・久世広之が沙汰をし、内藤忠興が警衛役、内藤忠重・永井直清が火番役を勤めたとある。

寛永19年の日光社参において家光の江戸城還御の後の神事能（猿楽）は、『大猷院殿御実紀』にはわずかな記録しかないが、寛永13年の日光社参の折も催されて、参考のために見てみる。寛永13年4月24日には、日光山にて神事猿楽が行われて、「勅使をはじめ上達部殿上人みな棧敷をかまへ。諸門跡及（び）一山の衆徒ことごとく見物」するという有り様で、その神事猿楽は、翁・三番叟・高砂・田村・芭蕉・舟弁慶・天鼓・立田・祝言の九番にもおよび、加えて狂言が、鍋八撥・入間川・鑄物師・比丘定・清水の五番催されたという<sup>30)</sup>。また翌25日も猿楽が催され、神事猿楽が、翁・三番叟・両王母・江口・紅葉狩・葵上・自然居士・熊坂・祝言の九番、狂言が、末広がり・止動方角・薩摩守・梟鷗・宗論法師の五番であったという。同日、猿楽衆へ「鶯眼十萬疋（両）」が被けられ、また門主大僧正（天海）からも四座猿楽に対し太刀や金馬代、その他の狂言衆へ「銀五萬疋（両）」が施されたという<sup>31)</sup>。

このような状況は、寛永13年の折の、註6の『見山拾葉』（日光東照宮文庫）に見られる「鳥居ノ内ニ敷舞台ヲ構エ、御厩ノ辺ニ楽屋ニシツラヒ、宝前楼門ノ下、石柱ノスイガキヲ前ニア、左右東西ニ棧敷ヲ打」「大僧正天海ノ天海ニチカキ所（中略）石壇ノ下正面ニ棧敷ヲシツラフ」のような、敷舞台や楽屋、棧敷、そして天海の観能の様子が、あたかも再現されたように描かれているのが、本図の緋衣を着した天海大僧正の観能のシーンなのである。これこそが、本図の最大の見せ場であった。図中の仮設された敷舞台の上では、烏帽子を被った能役者によって三番叟が演じられ、その神事猿楽を供奉随身の武士たちをはじめ、僧侶、山伏、稚児たちが見物している。

## 4. 本屏風絵の特徴

以上、館蔵の「日光東照宮参詣図屏風」について論じてきたが、先述したように（1）第6扇最上部に寛永18年に完成した石造の宝塔が描かれていること、（2）対となる「日吉山王社参詣図屏風」が、寛永18年8月3日に家光待望の将軍家嫡男竹千代が誕生して翌19年2月9日の日吉山王社への初宮参りを画題としており、本図の画題である寛永19年4月の家光の日光参詣は、嫡男誕生と産土参りを済ませたことを、新造成った石の宝塔の下に眠る東照大権現（家康）への報告参詣であると考えられること、このことにより（3）この一雙の屏風絵は、寛永19年の2月と4月の近接した儀礼を描いたものであり、両隻の描写内容時期が近接していること、また（4）本図を寛永19年日光社参とすることにより、従来

の寛永13年の日光社参説では内容に6年の時間差おきてしまう制作時期の問題が解決すること、(5)左端第6扇の日光東照社境内を描いた中で貼札墨書銘「還御以後能之躰」とある緋衣の天海大僧正の観能の場面は、本図のハイライトとなっており、「日吉山王社参詣図屏風」の右端日吉山王社本殿内における緋衣の天海が座す場面と共に、左右の対照的な位置関係にこれらの儀礼を導師として推進した中心人物・天海の存在を配置して誇示した屏風絵であることなどの特徴を指摘できる。

結論として、本図は寛永19年4月の日光東照社石造宝塔（奥の院・家康霊廟）拝礼を主とした家光の日光参詣と、将軍家光の還御後の能（神事猿楽）を楽しむ天海を顕彰するための作品であるとした。これに従い、同年2月9日の家光嫡男竹千代の誕生を画題とした「日吉山王社参詣図屏風」と同一年の儀礼について一雙の屏風絵として仕立てた意図が、ここに判明したのである。

家光は、江戸生まれの初めての将軍で、また父祖家康からも期待された3代目であった。しかし将軍職を継いで以来世継ぎに恵まれず、不遇をかこったが、寛永18年に世嗣誕生となり、徳川家の産土神にあたる日吉山王社への初宮参りは徳川家繁栄の大いなる期待を抱かせたことであろう。また東照大権現21回忌に当たる寛永13年の日光東照宮の大造替により、神君家康の地位を確固たるものとして、徳川将軍家の万全たる地位の誇示に同年の日光社参を一大ページントとして仕立てた。しかし、東照宮社殿をはじめとした境内の諸堂を莫大な普請料をもって華麗に仕上げたものの、その神柩の納められたという木造宝塔が気になっていたのではない。世継ぎ誕生に合わせたような宝塔の石造による盤石化は、東照大権現の威力を永続化したいという意志が働いていたのではなかろうか。

一方で、家康・秀忠・家光と三代にわたり徳川家のために数々の儀礼を推進してきた天海にとって、竹千代の初宮参りと、家光の日光東照宮の石造宝塔拝礼とは、まさに人生最後の仕上げともいうものでなかったろうか。南光坊天海（大僧正）は、自身が深く関わる江戸の日吉山王社と日光東照社に関して、寛永19年2月の家光嫡男竹千代の日吉山王社初宮参りと同年4月の家光日光社参を終え、翌寛永20年（1643）10月1日に東叡山寛永寺にて遷化した。齢108歳と伝える。その後、慈眼大師と諡号され、縁ある日光山に廟所が造られた。還御後の天海の能を観る姿に、こうした経緯を重ねて覧ると興味が尽きない。

## おわりに

私事ながら、すでに描写年代を特定してきた作品を、あえて否定する結論を出すことに対して、いささか忸怩たる思いがあることは歪めない。本図は館蔵作品のなかでもとりわけ気になっていた作品だけに、もっと早く調べればよかったとの反省の念が強く湧いてくる。しかし、寛永19年度の日光社参と結論づけたことにより、もう片雙の屏風絵との関係が明瞭に見えてきたのである。

さて、寛永期のこの一雙の屏風絵については、「東照権現縁起絵巻（東照社縁起絵巻）」との関係、国立歴史民俗博物館本「江戸図屏風」との関係、将軍家御用絵師の住吉如慶・具慶や狩野探幽の寛永期の作画活動との関係など、本屏風絵をめぐる諸問題はまだ未解決である。この点については、後日に改めて論じたいと思う。

## 註

- 1) 拙稿「館蔵「日吉山王社参詣図屏風」について」(『東京都江戸東京博物館研究報告書第16号』所収、東京都江戸東京博物館刊、2010. 3)
- 2) 上記拙稿
- 3) 「(寛永十九年四月) 八日 尾紀水三卿及松平越後守光長。松平筑前守光高。松平右京大夫頼重。御先に日光山にまかるべしとて暇賜ふ。」『大猷院殿御実紀』卷50(新訂増補国史大系40『徳川実紀第三篇』262頁、吉川弘文館)
- 4) 『角川地名大辞典 栃木県』によれば、稲荷川町は、古く稲荷川左岸に位置したが、寛文2年(1662)の洪水の後、大谷川右岸の稲荷町へと移転したという。
- 5) 河野元昭「探幽筆陽明門雲竜天井画について(上)(下)」(東京国立文化財研究所編『美術研究』第301/302号、1976)
- 6) 栃木県立博物館『天海僧正と東照権現展』図録(1994. 10)には、図版番号78の作品解説として「日光東照社・日吉山王社参詣図屏風 個人蔵」として「元和3年(1617)に東照社が完成したが、その後家光によって寛永13年(1636)、全面的な御造替が行われた。伊勢神宮の式年遷宮の例に基づくものともいわれている。この屏風は、その御造替が成った後に將軍家光が参詣し落慶法要が営まれた寛永井13年の日光山内、および、門前町(鉢石町)と、家光が宿泊した御殿と随行の諸大名の小屋がひしめく今市宿の様子が描かれた屏風絵である。東照社の境内では、能舞台が特設され、天海をはじめ諸衆が棧敷を設けて観覧している様が描かれる。『晃山拾葉』に、4月24日、神事御能を催した記事があり、「鳥居ノ内ニ敷舞台ヲ構エ、御厩ノ辺ニ楽屋ニシツラヒ、宝前楼門ノ下、石柱ノスイガキヲ前ニアハ、左右東西ニ棧敷ヲ打、……大僧正天海ノ天海ニチカキ所……石壇ノ下正面ニ棧敷ヲシツラフ……」などの部分が符合しており、この徳の様子を表していると考えられる。この屏風は、江戸日吉山王社へ將軍家光の嫡子竹千代が参詣する(寛永19年2月9日、天海も同行)図と対になっており、天海在世中の日光東照社・日吉山王社に関わるも新史料として注目されるものである」とある。
- 7) 小澤弘「家光の日光社参」『大江戸図鑑 [武家編]』26~27頁、東京都江戸東京博物館編、朝倉書店刊、2007. 10
- 8) 思文閣出版刊、2009. 2
- 9) 元和二年四月十七日の条『台徳院殿御実紀』卷42(『徳川実紀第二篇』95頁)
- 10) 元和二年四月十八日の条『台徳院殿御実紀』卷42(『徳川実紀第二篇』96頁)
- 11) 菅原信海「山王一実神道と天海」(圭室文雄編『政界の導者 天海・崇伝』所収、吉川弘文館、2004. 7)
- 12) 元和二年四月十九日の条『台徳院殿御実紀』卷42(『徳川実紀第三篇』96頁)
- 13) 元和三年三月十五日の条より四月八日の条『台徳院殿御実紀』卷45(『徳川実紀第二篇』120~123頁)
- 14) 山澤学「徳川將軍家の「家」と日光社参」『企画展 日光東照宮と將軍社参』(徳川記念財団刊、2011. 10. 8) 東京都江戸東京博物館で、徳川記念財団と当館との共催事業として平成23年10月8日から11月23日にかけて開催された企画展「日光東照宮と將軍社参」(2011. 10. 8~11. 23)の図録。
- 15) 「將軍日光社参一覧表」(註14の図録所収)
- 16) 寛永5年度の日光社参は、大御所秀忠が4月13日に先発し4月21日に江戸城還御、その後4月23日に將軍家光が発興し、5月1日に江戸城還御と、時期をずらしての將軍家親子の参詣であった。
- 17) 山澤学「第二十一回御神忌法会と「東照社縁起」」『企画展 日光東照宮と將軍社参』24~25頁
- 18) 「東照社縁起絵巻」については、天海が主導して青蓮院宮に相談し、公卿寄合書きの詞書と、狩野探幽の画からなる製作計画が次の資料からもうかがえる。「(寛永十七年四月) 十七日(中略) 今度御縁起を奉納し給ふ。其文は天海あらかじめ青蓮院門跡尊純法親王に議して作進する所なり。清書は院にも宸翰をそめさせたまひ。その外攝籙。竹園の人々各章を分て染筆あり。絵は狩野探幽守信がつかふまつる所なりとぞ。」『大猷院殿御実紀』卷43(『徳川実紀第三篇』182~183頁)
- 19) 浦井正明「將軍の墓-寛永寺と増上寺-」(圭室文雄編『政界の導者 天海・崇伝』所収、吉川弘文館、2004. 7)
- 20) 山澤学「東照大権現の「深秘」画像と賛銘」『企画展 日光東照宮と將軍社参』29~30頁
- 21) 『大猷院殿御実紀』卷50(『徳川実紀第三篇』261頁)
- 22) 寛永十九年四月十一日の条『大猷院殿御実紀』卷50(『徳川実紀第三篇』262~263頁)
- 23) 寛永十九年四月十二日の条『大猷院殿御実紀』卷50(『徳川実紀第三篇』264~265頁)
- 24) 寛永十九年四月十一日の条『大猷院殿御実紀』卷50(『徳川実紀第三篇』263~264頁)
- 25) 寛永十九年四月十八日の条『大猷院殿御実紀』卷50(『徳川実紀第三篇』266頁)



- 26) 「(寛永十七年八月) 六日 (中略) 松平右衛門大夫正綱は日光山 廟塔造営の奉行を命ぜられ」『大猷院殿御実紀』卷45 (『徳川実紀第三篇』201頁)
- 27) 「(寛永十八年五月) 十五日 (中略) 日光山 廟塔落成の御祝として西城にならせられ猿楽あり。」『大猷院殿御実紀』卷46 (『徳川実紀第三篇』266頁)
- 28) 「(寛永十九年四月) 十八日 (中略) 石屋又蔵。五郎助は。大石の 寶塔華表等速成の事御感ありて。新に采邑二百石づゝ給はる。」『大猷院殿御実紀』卷50 (『徳川実紀第三篇』267頁)
- 29) 寛永十九年四月十八日の条『大猷院殿御実紀』卷50 (『徳川実紀第三篇』226～267頁)
- 30) 「(寛永十三年四月) 廿四日 (中略) 日光山にてはけふ神事猿楽行はれ。勅使をはじめ上達部殿上人みな棧敷をかまへ。諸門跡及(び)一山の衆徒ことごとく見物す。在山の諸有司は饗応の事をつかさどり。大河内金兵衛久綱は膳部の事を惣督せり。楽は翁。三番叟。高砂。田村。芭蕉。舟弁慶。天鼓。立田。祝言。狂言五番。鍋八撥。入間川。鑄物師。比丘定。清水。(日記、日光御神事記)』『大猷院殿御実紀』卷30 (『徳川実紀第三篇』13頁)
- 31) 「(寛永十三年四月) 廿五日 (中略) 日光山にはけふも猿楽あり。翁。三番叟。両王母。江口。紅葉狩。葵上。自然居士。熊坂。祝言。狂言五番。末広がり。止動方角。薩摩守。梟鳴。宗論法師。此日猿楽へは鶯眼十萬疋(両)かづけらる。門主大僧正よりも。四座の猿楽へ太刀。金馬代をかづけ。其以下へ銀五萬疋(両)をほどこす。(日記、日光御神事記)』『大猷院殿御実紀』卷30 (『徳川実紀第三篇』13頁)

### 【関連資料】

寛永19年の日光社参にかかわる記事を取録した。底本は、新訂増補国史大系『徳川實紀 第三篇』吉川弘文館刊行本を基としたが、旧字体を新字体に改め、また日付の後を一字空けるなど、適宜編集し手を加えた)

『大猷院殿御実紀』卷五十

- (寛永十九年) 四月朔日 拝賀例のごとし。松平薩摩守光久はじめ参観九人。阿部豊後守忠秋も忍城より帰謁す。書院番大島平八郎義當。小姓組猪子久左衛門正元。大手腰掛構造奉行を仰付らる。医員奥宗印盛良兒医数輩と共に営中に伺候せしむ。若君の御薬の事によりてなり。(日記)
- 二日 酒井讃岐守忠勝が別業にならせたまふ。(日記)
- 三日 大僧正天海が東叡山の本坊にならせらる。猿楽三番。高砂。井筒。祝言なり。楽はてゝ天海に銀三百枚。時服十。毘沙門堂門跡公海に時服十。千妙寺亮運。上乘院行盛。竹林坊盛憲に時服五づゝ。最教院晃海。実成院胤海。双巖院豪倪に時服四づゝ。覚音坊。青龍院亮盛。常照院憲海に時服三づゝかづけらる。これ日光御参の御首途御祝なりとぞ。

御発輿後の勤番仰付らる。本城第二の門は小笠原右近大夫忠真。第三門并蓮池門は松平和泉守乗壽。大久保加賀守忠職。元大橋門は(今の大手なるべし)松平若狭守康信。本多下総守俊次。喰違門は平川口より兼しめらる。半蔵口は岡部美濃守宣勝。土岐山城守頼行。田安門は松平万助忠政。三宅大膳亮康盛。清水門は阿部市正正令。板倉主水佑重矩。竹橋は水野隼人正忠清。太田備中守資宗。桜田は北條出羽守氏重。植村出羽守家政。和田倉は松平周防守康映。松平出雲守勝隆。雉子橋は堀大学直輝。山口但馬守弘隆。一橋は小笠原主膳貞信。杉原伯耆守重長。神田橋は松平丹後守重直。本多八郎兵衛勝行。大橋門は(今の常盤橋なるべし)織田上野介信勝。土方河内守雄次。呉服橋門は前田右近利息。高木善次郎正弘。鍛冶橋は織田因幡守信昌。真田隼人正信重。芝口門は大関土佐守高増。佐久間蔵人勝友。日比谷口は真田伊豆守信之。真田内記信政。西城山里門并喰違門。同所下橋。同中仕切は松平山城守忠国。石川主水殿頭忠総。同西門は鳥居主膳正忠春。内藤兵部政晴なり。

阿部対馬守重次夜前暇給はり今朝発程す。(日記)

○四日 小姓石川甚十郎邦総。安倍五郎三郎正義。日根権十郎弘方。大久保平吉某。矢部主殿直定日光山供奉命ぜられて金をたまふ。

医員曾谷伯安慶伝。河野松庵通幸。山田如成正信。人見玄徳賢知家眷を府に引遷によりいとまたまふ。(日記)

○五日 松平伊豆守信綱こたび留守の輩に。怠慢なく勤仕すべき御旨をつたふ。

市橋下総守長政就封の暇給ふ。酒井讃岐守忠勝浴湯よりかへり謁す。

けふ両伝奏参向ありければ。讃岐守忠勝に高家吉良上野介義彌そへて慰勞せられ。高倉中納言永慶卿には使番川口茂右衛門宗重もて慰勞せらる。又朽木民部少輔植綱二丸にて御茶を献ず。

夕方地震あり。よて紀邸より使出し御けしきうかゞはる。(下略)(日記、紀伊記)

○七日 勅使菊亭右大将経季卿。飛鳥井大納言雅宣卿。院使阿野大納言実顕卿引見あり。禁裏。仙洞。

女院より。歳首の賀物進らせらるゝ事例の如し。若君へも今年より始めて進らせらるれば。御所かはりて拝受し給ふ。撰家。親王。門跡。勾當内侍の賀物又同じ。次に日光山への御使花山院大納言定好卿。園中納言基音卿拝謁す。(下略)(日記)

○八日 尾紀水三卿及松平越後守光長。松平筑前守光高。松平右京大夫頼重。御先に日光山にまかるべしとて暇賜ふ。

此日外郭門の勤番仰付らる。御成橋門は(新橋なるべし)稲葉淡路守紀通。窪町門は(幸橋なるべし)長谷川小兵衛守俊。赤坂口は井上淡路守庸名。土橋門は宮城主膳豊嗣。四谷口は北條久太郎氏宗。市谷口は酒井下総守忠正。牛込口は神保左京茂明。小石川口は戸田藤五郎重種。筋違橋門は伊東甚太郎長治。浅草口は菅谷紀八郎範重。山下町口は上田主殿助重秀なり。(下略)(日記)

○九日(中略)こたび御留守中吉祥寺下の橋勤番を。織田修理長種。寄合沼間兵右衛門清許仰付らる。

尾張亞相并松平筑前守光高。内藤帯刀忠興けふ発程し。佐野をへて日光山に赴く。(日記)

○十日。紀伊亞相并松平越後守光長。内藤豊前守信照。これも佐野路を経て山に赴く。(日記)

○十一日 日光山御参により。若君より御羽織五進らせらる。歩行頭石野八兵衛氏照。小十人頭細井佐治右衛門勝興俄に供奉命ぜられ金を給う。其所属へは銀を下さる。書院番組頭朝比奈勘右衛門良明病臥せるにより。酒井作右衛門重之これにかはり俄に供奉命ぜられ。これも金給ふ。小十人の頭。歩行頭。腰物持。鋧炮葉込役は。御輿の左右に供奉すべしと命ぜらる。水戸黄門并松平右京大夫頼重。松平出羽守直政。此日御先に立て佐野路をへて山に参る。けふ小普請奉行多門伝八郎信則(利)。間宮所左衛門正次ともに歩行頭になる。

又御参によりて御黒印もて法令仰出さる。其文にいふ。供奉の時脇道すべからず。當中にて喧嘩口論の時。兼て定め置るゝ如く。當直かぎりにはからふべし。市井にては其地にありあふものとりおさめ。みだりに外より馳集るべからず。御旅館にてもし失火のときは。有司のほか其所に出べからず。供奉中人返しの事停禁たるべし。もし申旨あらば。府にて沙汰に及ぶべし。されど重科の徒は格別たれば。供奉人にことはりて裁許を受べし。着御のきざみ下馬して後。列次をみだるべからず。定れる人員の外。御旅館に供奉すべからず。目付及び番頭。諸奉行人はいふ迄もなし。たとひいかなる輩申断ると

いふ共。法度の旨違犯すべからず。狼籍者の事は科のさまにより申付べし。小荷駄は右のかたに通し。但し山坂にては山にそひて通すべし。諸器財入まじゆべからず。押売押買これを停止す。みだりに竹木を伐とるべからず。田圃に馬を放ちをくべからず。この件々科の軽重にしたがひ命ずべし。もし目付の輩及び番頭。諸奉行人見のがし聞のがし。用捨せば曲事たるべし。其他は下知状にのするものなりとぞ。

又下知状には。営中并に接近の地に鬭諍あらば。酒井讃岐守忠勝。堀田加賀守正盛。阿部豊後守忠秋。阿部対馬守重次。朽木民部少輔種綱はじめ。定め置るゝ輩の外まうのぼるべからず。その他は各のやどりにありて下知を守るべし。御旅館にて喧嘩。口論。失火等のとき。其席にあらん輩は表門。裏門たりとも。たよりよからん曠地に出て指揮をまつべし。御旅館の前後に候する輩は一切会集せず。其所にありて指揮に従ふべし。また火起らばかねて其城主の家人に命じ置るれば。目付の非番より出て消防の指揮すべし。御旅館にては非番の目付巡夜すべし。日光山に於て失火せば。其屋舎に有あはせしもの。力を尽し撲滅すべし。其他は宿を護り。焼ひろごらざらんやうにして。一切外に出べからず。市井に火おこらば其町限りに消防すべし。されど松平右衛門大夫正綱。秋元但馬守泰朝は出て指揮すべしとなり。

また火災の時當中に出べき人を定め置るゝは。酒井讃岐守忠勝。阿部豊後守忠秋。阿部対馬守重次。朽木民部少輔種綱。牧野佐渡守親成。久世大和守広之。内田信濃守正信。斎藤摂津守三友。中根壱岐守正盛。小出越中守尹貞。岡田淡路守重治。柳生但馬守宗矩。内藤志摩守忠重。永井日向守直清并に目付の輩なり。

また御参によて日光道中に高札を建らる。其文は。宿賃定め如くたるべし。自他の宿札剥べからず。晴天の日騎馬の中に雨具もたしむべからず。笠はくるしからず。御旅館并に御憩息所にて。指揮なくして飲食すべからず。供奉の時騎馬の中。持鎗壺本の外諸器械持入べからず。着御の刻供奉の輩。下馬せずして直に宿に乗入べからずとなり。

御留守中の條約を小笠原右近大夫忠真に下さる。其文にいふ。留守中の事は。何事も土井大炊頭利勝。松平伊豆守信綱に命じ置るれば。相ともにはかりて指揮を受べし。本城にて何等のことありとも。御留守居のともがら。及び三番頭会議してはからふべし。何事によらず会議の時。私意を立ず多分につくべし。又しばしば本城巡察すべし。城外に何ごとありとも一切出会べからず。此旨守るべしとなり。

また戸田左門氏鏡。松平丹波守康長。本多能登守忠義。菅沼織部正定芳等へ仰下されしは。御留守中諸事大炊頭利勝。伊豆守信綱と相はかりて。指揮にしたがふべし。城外に何等の事ある時は。各商議して取計ふべし。謀議のときは私意を立ず多分につくべし。下々に至る迄私の所存をいひあらがふべからず。若いはずして叶はざる事あらば。大炊頭利勝。伊豆守信綱に達し。御帰城の後沙汰に及ぶべし。又大なる火災の時はみづからまかりて。神尾備前守元勝。朝倉石見守在重等と議しはからふべし。各をもて此事を命ぜらるゝは。万石以上不虞の用あらん事を。兼て含たまひてなれば。其心して怠惰すべからずとなり。

また牧野内匠頭信成。酒井和泉守忠吉。杉浦内蔵允正友。宮崎備前守時重。筒井内蔵忠重。松平庄

左衛門昌吉。長井五右衛門吉次等に仰くだされしは。こたび御留守中本城のことは。この七人をして衛護せしむれば。諸事に心入べし。もし失火ある時は。二丸 御宮に内蔵允正友まかりて守り。下し置く、條約のごとくはからふべし。内匠頭信成は 若君につきそひ奉るべし。後閣は残る五人の内にて。伊豆守信綱にとひはかり。三人は當直の番頭を率ひ出べし。二人は城中に有て諸事を指揮すべし。喧嘩。諍論かたく停禁せしうへは。たとへ何等の子細有とも。御帰城の後沙汰せらるべし。若違犯するに於ては。理非を論ぜず双方ともに斬に処せらるべし。殿中にて諍論あらんときは。その座にありあふもの取しづむべし。もし荷担せば其科本人より重かるべし。御城門出入の事。誰なりとも七人に申聞えざらんには通すべからず。たとひ大炊頭利勝。伊豆守信綱の従者たりとも券もて通るべし。後閣に病者ある時は。定おかる、医員に治療せさすべし。自然何事出来るとも。城中番直のものは。一切まかる事あるべからず。これらのむね守るべしとなり。

又令せられしは。こたび御留守中の事万事大炊頭利勝。伊豆守信綱に任せらるれば。何事も兩人の指揮にしたがふべし。喧嘩。諍論。其外何事によらず。双方をとめをき。御帰城後御沙汰に及ばるべし。喧嘩。諍論。または失火あらん時。かねて定のごとく一切駈あつまるべからず。もし城中にある時は。猥りにはせいづべからず。役人はこたび定られしごとく。門外迄まかりて大炊頭利勝。伊豆守信綱の指揮にしたがふべし。又戸田左門氏鏡。松平丹波守康長。本多能登守忠義。菅沼織部正定芳等は大火の備にさし置るれば。あひはかりて大炊頭利勝。伊豆守信綱が指揮にしたがふべしとなり。

また石川主殿頭忠総。松平山城守忠国并大番頭等に仰くだされしは。こたび御留守中の事は。大炊頭利勝。伊豆守信綱に命ぜらるれば。をのをの相はかりて指揮をうくべし。西城に於てはたとひ何等の事出来るとも。各商議してはからふべし。私意を立ず多分に従ふべし。主殿頭忠総。山城守忠国は西城の番所をも時々見めぐり。城外に於ては。いかなる事あり共一切出べからず。大番の諸隊は殿中番に。かねて定められし如くたるべしとなり。(日記、武家嚴制録、紀年録)

○十二日 明日御首途なればとて。黒木書院に出まし諸大名拝謁し奉る。金森出雲守重頼。池田内蔵助重政。相良主殿長秀。津軽左京信英。小出対馬守吉親。加藤織部直泰参観す。

こたび諸門勤番命ぜられし輩并留守居の輩及島田幽也利正。伊丹康勝入道順斎等を御前に召て。御留守の間は大小の事。松平伊豆守信綱の指揮をうけてつかふまつるべしと面命せらる。

また供奉の輩には。御旅中討果すべきほどの罪あるものは。鞭打てゆるすべし。目安あぐるものあるとき。御先にては歩行士。御後ならば小十人組請とるべし。狼籍ものあらば。四五人かけあつまりてはからひ。供奉の行列の間あかざらんやうになすべしと命ぜらる。

午後三縁山にならせられ。靈廟并 崇源院殿靈牌所に辞見し給ふ。

この日こたび供奉の輩に。若君より饗膳給ふ。

夜に入て井伊掃部頭直孝。酒井讃岐守忠勝。堀田加賀守正盛。阿部豊後守忠秋。朽木民部少輔植綱。内田信濃守正信。斎藤摂津守三友。中根壱岐守正盛。小出越中守尹貞。牧野佐渡守親成を 若君の御前にめして羽織を給ふ。これもこたび供奉つかふまつるによりてなり。(日記、曾我日記)

○十三日 御発輿なり。これよりさき供奉の人々へ。若君より饗膳給ふ。松平式部大輔忠次。稲葉美濃守正則。堀田加賀守正盛。朽木民部少輔植綱は御先をうち。酒井河内守忠清。安藤右京進重長。阿

部豊後守忠秋。内田信濃守正信は御後より供奉す。（みな其身は御側に有て。人数のみを前後に置しなり）松平伊豆守信綱は御留守にあり。

此日平柳にて昼飯奉る。この所へ阿部対馬守重次御迎にまいる。先達て岩槻の城へかへる。申刻岩槻城へ渡御あれば。土井遠江守利隆古河城より参り謁し奉る。千代姫御かたより使して魚物献ぜらる。その使へ時服一襲かづけらる。（日記、紀年録）

- 十四日 巳刻岩槻城を出たまふとて。城主阿部対馬守重次へ金三十枚。時服二十。備中守正次へ時ふく十かづけらる。これは重次かはりて拝受す。正次羽織五。重次は太刀馬代金并綿二百把献じ。家司等時服。羽織をくださる。

けふ 若君の御かたへ本多将監景次御使命ぜられ暇たまふ。

申刻古河城へ渡御あり。家司等堀重門にて拝し奉る。かくて城主土井大炊頭利勝へ時服十。銀五百枚給ふ。利勝在府により長子遠江守利隆かはりて拝受す。利隆へも時服二十。家司へも時服。羽織等たまはり。利勝より太刀。馬代金廿枚。綿百把。利隆より太刀馬代金。巻物十献ず。阿部対馬守重次大澤駅まで。御先に参るべき旨仰事有ていとま給はり今宵発程す。大姫の御方より使して菓子奉られ。其使へ時服かづけらる。（日記）

- 十五日 辰刻古河城をいで、。小山駅にやすらはせたまひ。石橋駅にて昼飯奉る。申刻宇都宮の城に入せ給ふ。奥平美作守忠昌軽服により。松平下総守忠明御迎として。宇都宮町口にいで、拝謁し。井伊掃部頭直孝も拝謁し奉る。酒井讃岐守忠勝はこの地より御先に山へまいる。還御には宇都宮路をならせらるべしと仰出され。鹿沼の領主井上河内守正利。壬生城主三浦亀千代安次へ奉書を下さる。（日記）

- 十六日 辰刻宇都宮城を出給ひ。大澤にて昼のおもの阿部対馬守重次奉る。御さうじなり。本多将監景次昨夜江戸よりかへり来りて。若君の御けしき聞え上奉る。

大澤の宿にてゆあみし給ひ。山に渡らせ給ふ。保科肥後守正之。松平式部大輔忠次。松平越中守定綱今市の町口にて拝謁す。井伊靱負佐直滋。内藤豊前守信照并公卿館伴奉はりし輩。那須の人々同じく拝し。松平右衛門大夫正綱。秋元但馬守泰朝下馬の木戸口にて拝し奉る。山に着御の後尾紀水三卿に御側久世大和守広之。大僧正天海へ中根壱岐守正盛。青蓮院門跡尊純法親王并花山院大納言定好卿。園前中納言基音卿。堀川宰相康胤卿へ高家吉良若狭守義冬。菊亭右大将経季卿。飛鳥井前大納言雅宣卿。阿野大納言実顕卿へは今川刑部大輔直房。高倉中納言永慶卿へは使番桜井庄之助勝成。松平越後守光長。松平筑前守光高へは能勢治左衛門頼重遣はさる。

千代姫。大姫。天樹院の御方々より。使して菓子献ぜらるゝにより。使に時服かづけられ。尾紀水三世子よりも品々さゝげられ。使等皆時服かづけらる。

この日稲葉美濃守正則。内藤志摩守忠重。永井日向守直清。松平伊賀守忠晴は山中火番仰付らる。また阿部豊後守忠秋御使して。大僧正天海へ銀三百枚。時服二十。毘沙門堂門跡公海へ銀百枚。時服十つかはさる。

今夜 若君より内藤仁左衛門政次を御使として菓子進らせらる。

すべて御在山の間。鉢石口は内藤帯刀忠興。瀧尾口は内藤豊前守信照。今市東口は松平越中守定綱。

西口は保科肥後守正之是を警衛す。(日記、紀年録)

○十七日 雨ふりければ御参御祭礼延滞せらる。御旅館の白書院にて。門跡公卿諸大小名拜し奉る。夕かたうちうち 御宝塔へ詣給ふ。高家吉良若狭守義冬御刀の役つかふまつ。(日記)

○十八日 空快く晴渡りしかば御祭礼あり。よて巳刻棧敷へならせ給ふ。御次に尾紀水三卿。三の間に諸大名。近習輩伺候す。其東の棧敷は門跡はじめ僧綱。凡僧みな充満せり。御祭礼は十七年にのする所に同じ。例に依て松平右衛門大夫正綱。秋元但馬守泰朝供奉す。山伏貝吹て後棧敷よりかへらせ給ひて御束帯めさる。高倉中納言永慶卿御衣紋。今川刑部大輔直房御前の役し。御太刀は井伊靱負佐直滋。御刀は吉良若狭守義冬。御沓は(今川脱カ)刑部大輔直房。御裾は阿部対馬守重次。堂上は吉良上野介義彌。御簾も同じ。供奉みな束帯なり。行列は先同朋。次に白張二行。次に隨身。堀三右衛門直景。能勢次左衛門頼重。曾我又左衛門近祐。石川彌左衛門貴成。城半左衛門朝茂。蒔田数馬助長広。次に酒井河内守忠清。松平式部大輔忠次はじめ。諸大夫四十五人二行。次に長刀。次に御轎。次に布衣并烏子(烏帽子カ)着群行し。銅鳥居の前にており給ひ。御本社にわたらせ給ひ御拜あり。内陣にて毘沙門堂門跡公海役し幣奉る。この時上野介義彌御進薦の信国御太刀もちて竹林坊にさづく。御馬は大総かけて庭上に引立たり。又門跡公海。竹林坊役し神酒奉りて後。若君より御進薦の守家の御太刀を若狭守義冬もちいで、竹林坊にさづく。御馬二疋は上におなじ。次に尾紀水三卿進拜し。御先に 御宝塔に赴かる。松平越後守光長。松平筑前守光高。松平右京大夫頼重。松平出羽守直政御先に瑞垣の外へ退く。こゝをまかてたまひ。御宝塔へ詣給ふとき。光長。光高。頼重。直政もまいるべしとの仰ごとありて。この四人従ひ奉る。御宝塔の左につかせ給へば。尾紀水の三納言は。御塔にむかひ左につき。勅使。院使(御宮御参に先立て。門跡公卿皆御塔へまいり待迎るなり)御座にむかひて座につき。青蓮院門跡。導師大僧正天海。毘沙門堂門跡は瑞垣の中につき。陪僧六人。次に伶人伺候す。御法会あるべきさまにはてゝ。御導師大僧正への被物は唐織一襲づゝ両度。菊亭右大将経季卿とられ。青門は阿野大納言実顕卿。毘門は飛鳥井前大納言雅宣卿これをとる。役送の諸大夫は鳥田刑部少輔直次。秋田隼人正季信。石丸石見守定次なり。(例公卿被物のとき役送は殿上人つとむると雖も。今度は殿上人参向せざれば。伝奏衆にばかり諸大夫役送を勤む。これ諸大夫被物役送の濫觴たるべし) 御宮にて井伊掃部頭直孝。保科肥後守正之。酒井讃岐守忠勝。堀田加賀守正盛。阿部豊後守忠秋。松平越中守定綱。松平式部大輔忠次瑞垣の内に伺公し。土井遠江守利隆。朽木民部少輔植綱。内田信濃守正信。中根壱岐守正盛。小出越中守尹貞。岡田淡路守重治。板倉市正重大。斎藤撰津守三友。牧野佐渡守親成。久世大和守広之。柳生但馬守宗矩。安藤右京進重長。井上河内守正利。内藤豊前守信照。内藤帯刀忠興は瑞垣の外に列居し。御塔前にては拜殿の庭上に伺公し。其外の諸大夫は二王門外。布衣侍并烏帽子着は御厩前。隨身并御長刀持は石華表の辺にありとぞ。

又 勅使。院使。女院使は一昨日参宮あり。宣命奉幣使は花山院大納言定好卿なりといふ。天海へ布施は銀二千枚。毘門へは五百枚。その他の緇素銀若干かづけられたり。

申刻天海が本坊へならせたまふ。天海毘布を献じ御酒奉り。天海御盃をたまはり酬奉り。其御盃を又讃岐守忠勝にたまはりて納む。御かへさに瀧の尾の辺へ渡らせたまふ。

若君へは酒井蔵人頭忠次御使につかはさる。

又 若君よりの御使内藤仁左衛門信政拝謁す。若君よりはじめて御使進らせられし事なれば。ことによるこばせ給ひて。信政けふ爵ゆるされて式部少輔と改て。直に帰府の暇給ふ。

又大工頭木原空允義久に三百石。片山源右衛門平内大隅に百石づゝ加恩給はる。石屋又蔵。五郎助は。大石の 宝塔華表等速成の事御感ありて。新に采邑二百石づゝ給はる。

又山中勤番の賞とて那須美濃守資重銀五十枚。時服四。羽織。大田原左兵衛政清銀五十枚。時服三。羽織。芦野民部少輔資泰。福原淡路資盛。大田原出雲守政継。岡本内蔵助義政銀三十枚。時服三。羽織。千本帯刀長勝は銀三十枚。時服二。羽織。岡本伊豆某。福原内記資敏時服二。羽織給ひ。又大楽院行恵時服四。家司山口甚兵衛時服二。羽織下さる。奥平美作守忠昌には除服の事仰下され。還御のとき宇都宮にて拝謁すべしと奉書をなさる。松平下総守忠明は明日御法会により。山にとまり御跡よりかへるべしとて奉書をたまふ。（日記、紀年録）

- 十九日 朝大僧正天海七五三の御膳を献ず。辰刻山を下り給ひ。大澤駅にて阿部対馬守重次昼飯を献じ。未刻宇都宮城に入給ふ。奥平美作守忠昌除服拝謁す。銀五首枚。時服二十たまはり。忠昌より太刀。銀。馬代金二十枚。綿二百把奉る。御膳を献じ忠昌に御盃を下さる。忠昌かさねて雲次の刀を献ず。

若君より樽肴。千代姫君より肴を進らせ給ひ。尾紀水三納言。三世子みな使奉られ。樽肴を捧げらる。若君御使本多次郎右衛門信吉并千代姫君の御使時服かづけらる。忠昌家司十二人へ皆時服。羽織を下さる。

けふ山にては御法会ことなくはてし旨。松平右衛門大夫正綱。秋元但馬守泰朝より注進す。（日記）

- 二十日 奥平美作守忠昌去年日光山構造のとき。こゝろ入れしとて行光の御刀たまひ。家司并に所属等時服。羽織。銀若干かづけられ。この輩皆御出城のとき。玄関前にて拝謝し奉る。

辰刻宇都宮城を御発輿。石橋宿にて昼飯奉る。小山にてやすらはせ給ひ。申刻古河城にいらせたまひ御祝御膳を奉り。土井遠江守利隆御盃を給はり。兼光の御刀を下され。利隆より左文字の刀を奉る。三浦亀千代安次壬生城より参り拝謁し。酒井蔵人頭忠次江戸より帰り謁す。又天樹院御方へ内藤勝兵衛直信御使につかはさる。

けふ山にては猿楽あり。松平右衛門大夫正綱。秋元但馬守泰朝。久世大和守広之これを沙汰し。内藤帯刀忠興警衛し。内藤志摩守忠重。永井日向守直清火番をつとむ。（日記、紀年録）

- 廿一日 卯刻古河城を出給ひ。幸手の聖福寺にて昼飯奉り。住僧 拝謁し銀十枚給はる。岩槻城には未刻いらせ給ふ。

若君より大久保彦十郎忠貞御使し御さかなを進らせ給ひ。大姫御方も使もて魚物さゝげ給ふ。其御使へみな時服かづけらる。御祝御膳献じ。城主阿部対馬守重次御盃給ふ。夜中風流あり。重次にまた御盃給はり。真守の御刀下され。重次より青江の刀を献ず。

山にてはけふも猿楽あり。（日記、紀年録）

- 廿二日 申刻江戸城へ還御なる。大手下馬所の左右に普第大名。百人組。門外に近習普第の息子等。玄関前に医員等並みて拝し奉る。尾紀水三世子并在府の諸大名まうのぼり。老臣に謁して御帰城を賀し奉る。

この日 若君より日光供奉の輩に饗膳を給ふ。(日記)

○廿三日 松平伊予守忠昌はじめ参観八人。西郷孫六郎延員。植村帯刀泰朝佐倉城番はてゝ帰謁す。土井大炊頭利勝こたび居城古河へやどらせ給ひしを謝 奉る。保科肥後守正之。井伊靱負佐直滋。松平式部大輔忠次。松平越中守定綱拜謁して。御帰城を賀し奉る。尾張亞相帰府ありければ。書院番頭池田帯刀長賢をつかはさる。(日記)

○廿四日 三縁山 靈廟に詣給ふ。増上寺中御供所并所化寮経営の事を松平伊豆守信綱に命ぜらる。紀水兩卿帰府にて。紀邸へ加々爪甲斐守直澄御つかひし。ゆるゆる養生あるべき旨仰つかはされ。水邸へ稲垣若狭守重太つかはさる。(日記)

○廿五日 尾紀水三卿并松平越後守光長。松平筑前守光高。松平出羽守直政。松平右京大夫頼重日光山より帰り謁す。阿部対馬守重次はこたび岩槻の居城にやどらせ給ひしを謝し奉る。内藤帯刀忠興。内藤志摩守忠重。永井日向守直清山中火番勤めてかへり謁す。細川忠興入道三斎帰国の暇給ふ。(日記)

○廿六日 中野より角太河辺御狩あり。日光山御参の前より久しく御狩なかりしに。けふはじめての御狩なれば。御得物ことごとく 若君に進らせ給ふ。よて 若君より其御使せし松平伊豆守信綱に。時服。羽織かづけらる。溝口金十郎政勝。藤懸監物永俊甲州在番のいとま給ふ。紀伊亞相より日光山の土産とて。小鳥五隻籠に入れて 若君へ奉らる。(日記、紀伊記)

○廿七日 松平陸奥守忠宗始め参観九人。昨日御狩の鳥を進らせ給ひしにより。井伊掃部頭直孝。土井大炊頭利勝。酒井河内守忠清。酒井讃岐守忠勝。戸田左門氏鏡。堀田加賀守正盛。松平伊豆守信綱。阿部豊後守忠秋。阿部対馬守重次を 若君より饗せらる。青蓮院門跡尊純法親王。菊亭右大将経季卿。飛鳥井前大納言雅宣卿。花山院大納言定好卿。園前中納言基音卿。堀川宰相康胤卿。阿野大納言実顕卿。日光山より参着により。高家吉良上野介義彌をつかはさる。(下略) (日記、曾我日記)

○廿八日 猿楽あり。青蓮院門跡尊純法親王。菊亭右大将経季卿。花山院大納言定好卿。阿野大納言実顕卿。飛鳥井前大納言雅宣卿。園中納言基音卿。高倉中納言永慶卿。堀川宰相康胤卿。共外公卿。家門も同じ。又参観の諸大名も饗せらる。公卿并諸大名の饗席へ。 若君より牧野内匠頭信成御使して盃台を給ふ。けふの能は高砂。田村。芭蕉。紅葉狩。藤栄。鞍馬天狗。祝言なり。はてゝ黒木書院に諸老臣を召て御密談数刻に及はせ給ふ。(日記)

○廿九日 青門并公卿三縁山参詣にて。高家吉良上野介義彌。吉良若狭守義冬。大澤右京亮基重。今川刑部大輔直房并永井信濃守尚政。安藤右京進重長。松平出羽守勝隆。内藤志摩守忠重まかる。此日品川へならせらる。

又上野介義彌御使して。青門へ銀。綿を遣はさる。(日記)

○三十日 公卿みな辞見あり。菊亭。飛鳥井銀五百枚。綿二百づゝ。阿野。花山院銀二百枚。綿百把づゝ。園。高倉銀百枚。綿百把づゝ。堀川銀百枚。時服六たまひ。 若君より菊亭。飛鳥井。花山院時服二十づゝ。阿野。園時服十づゝ。高倉へ時服六。堀川へ五たまはり。北面出納の徒その他使者へ。銀。時服たまはる事差あり。(日記)

○(五月)四日。黒木書院にて菊亭右大将経季卿。飛鳥井大納言雅宣卿拜謁し。御直に聞えあぐる旨ありとぞ。加藤久大夫景重御旗製造して奉りしにより。 若君より金。時服かづけらる。(日記)



○五日 端午佳儀例のごとし。大僧正天海日光山より帰謁す。朝会はてゝ 若君にも表へいでまし。家門并に諸大名拝謁し奉る。

けふ家門諸大名より献ずる菖蒲兜を庖所へかざり。旗十五本。白旗五本。白地御紋の旗五本。家門より献ぜられし旗五本。高矢倉の前にたてらる。よて 若君御乗物にて庖所前までいで給ひ。老臣并に永井信濃守尚政。笈助兵衛為春慰斗（慰斗カ）をたまふ。又助兵衛為春に時服五。為春并に松田六郎左衛門定勝所属の与力同心時服二づゝ。小人中間頭四人時服二づゝ。具足師岩井与左衛門時服二。金十両。小人中間五十人青銅五十貫文 若君より下さる。これみな初て端午御祝の事をつとめしによてなり。（下略）（日記）

○十五日 日光山御祭の事なくはてしを賀せられて猿楽あり。大僧正天海を饗せらる。楽は高砂。八島。東北。国栖。祝言なり。猿楽等時服。青銅をかづけらる。（中略）（日記）

○二十一日 若君はじめて天樹院御方へならせらる。酒井鞞負忠直御刀。松平内記信定御さしぞへ。土井八之助利長御符籙を役す。御方へ銀三百枚。巻物五十。晒布百疋まいらせたまひ。女房等へも銀あまたかづけらる。御かへさに英勝院。春日の局のすみかへもよぎらせ給ふ。よて天樹院御方第宅後門は先手頭依田肥前守信政。紀伊邸の脇辻は玉虫助大夫重茂。代官町辻。竹橋門は小栗又一政信。阿倍四郎五郎政継警衛す。酒井讃岐守忠勝。松平伊豆守信綱。牧野内匠頭信成并に小姓の輩十余人。小姓組書院番の中にて二十人。歩行士一隊供奉せり。紀邸より天樹院御方に渡らせたまふとき。杉重をさゝげらる。（中略）（日記、紀伊記）